

DISCLOSURE

2013

THE IO SHINKIN BANK

【平成24年度アイオー信用金庫の現況】



ごあいさつ



理事長
赤石 裕

皆さまには、平素より私どもアイオー信用金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

当金庫の業績・経営方針や決算内容等の理解を深めていただくために、ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要やエコカー補助金といった政策効果に支えられ、夏場にかけて回復に向けた動きが見られたものの、世界経済の減速や円高、尖閣諸島をめぐる日中関係悪化等を背景として輸出や鋳

工業生産が減少するなど、弱含みの状況となりました。その結果、10-12月の実質GDPは、前期比0.1%減、年率に換算して0.4%減と三四半期連続のマイナス成長に陥りました。しかし、昨年末から世界経済の持ち直しで輸出の減少に歯止めがかかり、鋳工業生産や設備投資など国内の生産活動は回復に向かいました。加えて、第二次安倍政権の発足に伴ういわゆるアベノミクスの三本の矢として、1月中旬には緊急経済対策及び大型補正予算が生まれ、金融政策面では、日本銀行が1月下旬の金融政策決定会合で2%という「物価安定の目標」を新たに導入いたしました。足元では、デフレ脱却期待に伴う円安・株高の進行によって企業・家計のマインドが改善するとともに、海外経済の回復に伴う輸出の持ち直しなどもあり、景気は底入れし緩やかながら回復に向かっていると見られます。

平成24年度は、当年度から始まる第2次中期3ヵ年計画の初年度でありました。同計画は、地域金融機関としての存在価値を示す地域密着型金融の推進を目的とし、当金庫の経営理念である地域との「共存同栄」を具現化するためのものであります。具体的には、①健全経営を維持し、地域とお客さまの繁栄に貢献する、②創造性と行動力を兼ね備えた人材を育成し、お客さまの信頼に応える、③社会的責任と公共的使命を常に自覚し、誠実かつ公正な業務運営に努める、の3点を経営方針とし取り組んでまいりました。

今後も役職員一丸となり、信用金庫の使命であります地域社会への貢献、中小企業の支援・育成に尽力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

「共存同栄」

- ・ 地域社会繁栄への奉仕
- ・ 中小企業の健全な発展
- ・ 豊かな国民生活の実現

アイオー信用金庫は、中小企業や地域住民のための地域金融機関として、相互扶助の精神に基づき、地域皆さまのニーズに応えることを経営の基本としております。

経営理念の「共存同栄」は、信用金庫の3つのビジョンを具現化するために、地域・お客さま、金庫、職員の三者が三位一体となって同じように繁栄していくことを意味しています。

経営方針

1. 健全経営を維持し、地域とお客さまの繁栄に貢献してまいります。
2. 創造性と行動力を兼ね備えた人材を育成し、お客さまの信頼に応えます。
3. 社会的責任と公共的使命を常に自覚し、誠実かつ公正な業務運営に努めてまいります。

行動指針（五誓）

1. わが金庫は、地域社会の発展に貢献するために存在する。
1. わが金庫は、中小企業者・勤労者・農業者その他すべての人々の繁栄とともに進む。
1. われらは責任を自覚し、礼儀を重んじ、業務に精励する。
1. われらは今日1日を、完全な業務と完全なサービスを行い、楽しく働こう。
1. われらはお互いに親切を尽くし合い、健康を守り家庭を大切にす人達の集まりだ。

CONTENTS

ごあいさつ	
経営理念・経営方針・行動指針(五誓)	
2 決算概況	
自己資本比率について	
不良債権比率について	
業種別貸出金残高構成比について	
ペイオフについて	
3 アイオーしんきんと地域社会	
～愛をもって応援します～	
地域経済活性化への取り組みについて	
4 地域・社会貢献&文化活動	
6 地域密着型金融の取り組み状況	

8 ATMのご案内	
視覚障がい者用ATM	
9 インターネットバンキングのご案内	
電子記録債権サービス	
10 各種相談のご案内	
11 主要な事業	
預金業務／融資業務／為替業務	
証券業務／その他の業務&サービス	
14 当金庫の顧客保護等管理態勢について	
16 主な手数料	
17 資料編	

18 営業の状況	
30 第85期決算のご報告	
35 信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定性的項目	
37 信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定量的項目	
45 報酬体系について	
46 子会社	
47 総代会制度	
49 アイオー信用金庫の歩み	
50 プロフィール	
51 信金中央金庫のご案内	
52 ネットワーク&店舗のご案内	

※本誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

決算概況

アイオーしんきんの平成24年度の決算は、業務収益において運用利回りの低下に伴い貸出金利息収入等の資金運用収益が減少し、前期比138百万円減の4,690百万円となりました。一方業務費用も、預金利回りの低下および経費の削減効果により前期比269百万円減の3,762百万円となりました。その結果、業務純益は前期比129百万円増の927百万円となり、当期純利益は前期比280百万円増の498百万円となりました。

預金残高は、キャンペーン定期預金の販売が好調に推移したことなどから、前期比2.93%増の257,754百万円となりました。23年度に企業の手元資金を厚くする動きが見られた法人預金につきましては、増加率が6.26%(23年は9.10%)と鈍化したものの、引き続き堅調に推移しております。

貸出金残高は、新しい成長分野である医業・介護・環境・エネルギー、農業等への融資を積極的に取り組んだ結果、前期比0.37%増の163,022百万円と3期ぶりに増加に転じました。

なお自己資本比率は、国内基準の4%を十分に上回る9.39%を確保しております。

自己資本比率について

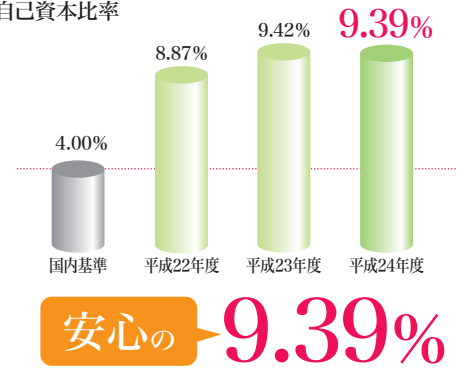
アイオーしんきんの自己資本比率は、国内基準の4%を十分に上回る9.39%を確保しています。

銀行法第26条第2項に規定する内閣府令・財務省令で定める命令には、国内基準による単体自己資本比率によって、次のような命令があります。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本総額}}{\text{リスク・アセット総額}} \times 100$$

- 4%以上……………非対象
- 2%以上4%未満……………経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
- 0%以上2%未満……………自己資本の充実に資する措置に係る命令
- 0%未満……………業務の全部又は一部の停止命令

●自己資本比率

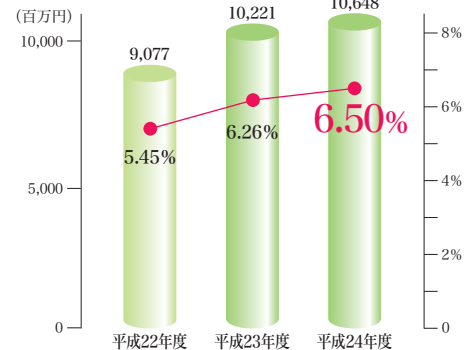


不良債権比率について

金融再生法開示債権ベースによる不良債権比率は、前期と比較して0.24ポイント上昇し、6.50%となりました。

金融再生法に基づく不良債権額は、デフレや円高の影響により、中小企業の業況改善が遅れていることから102億2,155万円から106億4,894万円となりました。

●不良債権比率と不良債権額



業種別貸出金残高構成比について

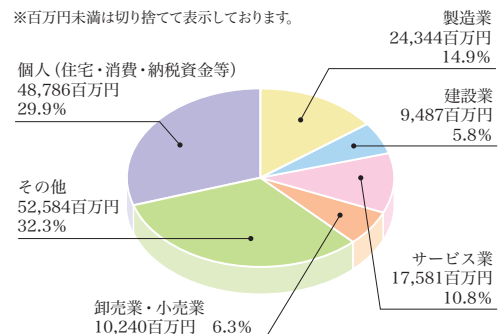
危険な大口を避け、多くのお客さまにご利用いただいております。

信用金庫のお取引先は、大企業に比べて信用力や担保力の比較的脆弱な中小企業が中心となっております。このため、景気変動の影響などを受けやすく、融資の返済が滞ったり、時には回収が困難となる場合もございます。このことは、信用金庫が地域社会の発展に向けて銀行などよりもリスクを背負って金融機関としての役割を果たしていることの実態としてご理解していただきたいと思っております。

これらの状況を踏まえ、幅広くより多くのお客さまにご利用いただいております。

●業種別貸出金残高及び比率 (平成25年3月末現在)

※百万円未満は切り捨てて表示しております。



ペイオフについて

金融機関の預金者は、預金保険制度によって保護されておりますが、万一、金融機関が破綻した場合、一定限度額を超えた預金の支払いは行われない事となっております。これを「ペイオフ」と言い、2005年4月からペイオフ解禁が全面実施されております。

対象となる預金	当座預金 無利息普通預金 別段預金等	利息のつかない等の条件を満たす預金(決済用預金 [※])は全額保護 ※「無利息、要求払い、引き落とし等の決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
有利利息普通預金 定期預金 定期積金等		合算して元本1,000万円までとその利息を保護 元本1,000万円までとその利息を超える部分については、破綻金融機関の財務状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

アイオーしんきんと地域社会 ～愛をもって応援します～

地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、中小企業や地域住民のための地域金融機関として、相互扶助の精神に基づき、地域の皆さまのニーズに応えることを経営の基本としております。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化的・社会的な面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



ニュース&トピックス



作文集「つなみ」を寄贈

東日本大震災の被災地の子どもたちの作文集「つなみ」を伊勢崎市・太田市に寄贈し、太田市長からは「貴重な教材の提供」と感謝されました。



地域安全情報の提供に取り組み

アイオー信金は、地域社会の安全・安心な生活を実現するため、伊勢崎警察署と地域安全情報の提供に関する協定を締結しました。そのため「あんしんパトロール」活動を展開し、営業活動中も地域安全情報に気を配っております。



コミュニケーション



いせさきまつり

夏恒例の「いせさきまつり」神輿コンクールに参加し、猛暑の中“元気なアイオー信金”をアピールしました。

地域・社会貢献



キッズ金融塾

夏休み中の小学生を招いて、「キッズ金融塾」を開催しました。参加した子供たちは、お札の数え方を体験したり、お金にまつわるクイズなどで楽しい時間を過ごしました。



献血運動

毎年6月「信用金庫の日」の記念事業の一環として、献血事業を行い多数の役職員が参加いたしました。



金山清掃登山

太田市民に愛されている金山の清掃登山に参加し、地元有志の方々と共に除草やごみの片付けに汗を流しました。



伊勢崎 シティマラソン協賛

「第8回伊勢崎シティマラソン」に特別協賛し、当金庫職員の愛好者も地元のランナーとともに冬の伊勢崎路を力走しました。

サークル活動



野球部

アイオー信金野球部は、県や市の大会に参加したり地元企業との交流試合を通して、地域の方々との親睦を深めています。



音楽部

アイオー信金音楽部は、地域のイベントや福祉施設で演奏を行い、地域の方々に親しまれております。



地域密着型金融の取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業者(小規模事業者を含む)及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者へのコンサルティング機能(経営相談・指導等、事業再生等)を発揮し、きめ細やかな支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、経営改善を要する取引先に対して経営改善の相談・支援活動を行い、その相談・支援活動をとおして継続的に業況を把握し、債権の健全化及び不良債権の新規発生防止、さらには地域社会の再生・活性化に貢献すべく取組んでおります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業者(小規模事業者を含む)の経営支援に関する態勢につきましては、統括部署として本部に「経営相談部」を設置し、中小企業診断士2名を配置すると共に、各営業店に「経営支援窓口」を設置し、お客様の経営実態に即した経営支援が行えるよう態勢を整えております。また、平成24年11月5日付で経営革新等支援機関の認定を受け、お客様に対し、長期的かつ継続的に支援を行える態勢となりました。

外部専門家・外部機関との連携につきましては、より実効性の高い経営支援を行うためには専門家の知見が必要不可欠であると認識しており、積極的に推進しております。平成25年3月末日現在、財団法人群馬県産業支援機構、伊勢崎商工会議所、一般社団法人群馬県中小企業診断士協会他11機関と連携し、経営支援態勢の強化を図っております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

(1) 創業・新規事業支援

- ア. 群馬県産業支援機構・群馬伊勢崎商工会・商工会議所等と定期的に情報交換を実施し、創業・新規事業のニーズに応えられるよう努めております。(平成24年度は13回実施)
- イ. 県創業・新事業支援融資を中心に推進し、創業・新規事業の資金ニーズに応じております。(平成24年度 8件 40百万円融資実行)
- ウ. 群馬県主催「ぐんまビジネスプラン発表会」への協賛と参加企業の推薦に取組み、平成17年度より延べ5社の推薦企業が採択されました。

(2) 成長段階における支援

群馬伊勢崎商工会と連携して、セミナーを開催し、経営革新計画の策定支援・指導を実施いたしました。

(3) 経営改善・事業再生

- ア. 一般社団法人群馬県中小企業診断士協会と連携して、無料でお客様の経営診断を実施し、経営課題の抽出・改善策の策定等を提供しております。
- イ. 事業承継・M&A仲介業務の強化策として、外部講師を招聘しての職員向け研修会等を実施し、支援能力の向上に努めております。
- ウ. 経営相談部を中心に、平成24年度は39先に対し経営改善支援を行いました。
- エ. 取引先の経営改善計画の作成支援や、計画に基づく他行と協調しての貸出金の条件変更に対応し、資金繰りの円滑化を図りました。
- オ. 「緊急保証制度」の利用推進により108件846百万円の融資を実行いたしました。
- カ. 群馬県中小企業再生支援協議会の専門的人材・ノウハウを活用し、個別案件の相談と情報交換を23回実施いたしました。
- キ. 平成24年度に、取引先の事業再生支援のため「群馬事業再生ファンド参加の覚書」を締結いたしました。

経営改善支援等の取組み実績

平成24年度（平成24年4月～25年3月）

（単位：件）

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 B	Bのうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数 C	Bのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 D	Bのうち 再生計画を 策定した先数 E	経営改善支援 取組み率 B/A	Bのうち 再生計画 策定率 E/B	
正 常 先①	2,026	2		1	1	0.1%	50.0%	
要 注 意 先	うちその他要注意先②	583	47	1	46	47	8.1%	100.0%
	うち要管理先③	2	0	0	0	0	—	—
破 綻 懸 念 先④	152	8	0	7	8	5.3%	100.0%	
実 質 破 綻 先⑤	111	0	0	0	0	0.0%	—	
破 綻 先⑥	11	0	0	0	0	0.0%	—	
小計(②～⑥の計)	859	55	1	53	55	6.4%	100.0%	
合 計	2,885	57	1	54	56	2.0%	98.2%	

(注)1. 期初債務者数、債務者区分は24年4月初時点。

2. 期初債務者、経営改善支援取組み先は、個人事業主を含めるが、個人ローン、住宅ローンのみの取引先は含まない。

3. 経営改善支援取組み先は、期中に新たに経営改善支援取組み先となった債務者を含む。

4. 再生計画を作成した先は、群馬県中小企業再生支援協議会等の外部機関、外部専門家と連携した計画書および当金庫独自の計画書を作成した先。

4.担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

流動資産担保融資（ABL）保証等推進のため、動産評価アドバイザーを育成し、お客様の資金需要に応えられるよう努めております。（平成24年度 6件 2,826百万円融資実行）

5.企業の将来性・技術力を的確に評価できる人材育成への取組み

事業再生・中小企業金融の円滑化に向けて、企業目利き力及びコンサルティング機能の向上のために、中小企業診断士有資格者の増員を図っております。

6.地域活性化に関する取組み状況

平成21年3月、しんきん中金と共同で「中心市街地活性化コンサルティング報告書」を策定し、伊勢崎商工会議所に対して調査結果の報告及び今後の方向性に関する提言を行い、本報告書の周知を図り賛同者を広く募る活動を行っております。

なお、当金庫は、地域の利用者の利便性向上のため、一部店舗で土・日営業、休日相談会を実施しております。その中で、年金・住宅ローン相談業務は利用者から休日にも利用できることについて評価を得ており、今後も継続推進してまいります。また、これらの取組みによる改善策は、半期毎にディスクロージャー誌及びホームページによりできる限り開示してまいります。

ATMのご案内

ATM利用手数料

アイオーしんぎんのキャッシュカードなら

県内はもちろん全国のしんぎんで

ATM
手数料が

いつでも

無料0円

■アイオーしんぎんのキャッシュカードをご利用いただくと、県内はもちろん全国の信用金庫のATMで、平日・土曜日・日曜日・祝日の入出金時間外手数料が無料になります。

なお、アイオーしんぎん以外の信用金庫でご利用いただいた場合の時間外手数料は、ご利用いただいた翌月末に、ご利用いただいた口座へキャッシュバックいたします。（※ご利用口座を解約された場合は、前月分の手数料はキャッシュバックされません）

■信用金庫以外の金融機関ATM（銀行・ゆうちょ銀行・コンビニATMなど）では所定の手数料がかかります。

アイオーしんぎんのキャッシュカードをご利用いただける時間帯

	平日	土曜日	日曜日
当金庫ATM	8:00~21:00	8:00~20:00	8:00~20:00
	鳥之郷支店及び店外設置のATMについてはP53をご覧ください		
セブン銀行ATM	0:00~24:00	0:00~24:00	8:00~24:00

■全国のセブン・イレブン・イトーヨーカ堂系列の店舗ATMで、当金庫の出金・入金・残高照会がご利用いただけます。

手数料は残高照会が無料、出金・入金は一律105円がかかります。

■毎週日曜日の0:00~8:00の時間帯は、システムのメンテナンス作業のためご利用はできません。

視覚障がい者用ATMを設置

視覚障がい者向けのATMでは、電話機と同一キー配置のハンドセットにより音声による操作案内をいたします。

- アイオー信用金庫の全店舗及び店舗外設置のATMで、対応した機種を用意しております。（現在、ベルク伊勢崎美茂呂店は対応していません）
- 現在13店舗のATMコーナーにおいて、視覚障がい者向けの音声ガイダンス及び誘導マットを設置しております。

設置
店舗

本店・大手町支店・境支店・うへはす支店・宮郷支店・北支店・茂呂支店・あずま支店・名和支店・前橋支店・赤堀支店・湊名支店・豊受支店・新田支店・玉村支店・TBSハウジング支店・城西支店・鳥之郷支店・太田営業部・高林支店・蕪川支店・伊勢崎市民病院派出所・西友楽市伊勢崎茂呂出張所・アピタ伊勢崎東店出張所・スマーク伊勢崎出張所・伊勢崎市役所出張所・ベシシア尾島店出張所・伊勢崎福島病院出張所（平成25年7月1日開業）



アイオーしんぎんの通帳は、提携している全国の信用金庫（群馬県内の全信用金庫）のATMで記帳取引が可能です。

現在、群馬県内の全信用金庫を始めとする、全国23都道府県の153信用金庫が提携しております。

対象となる通帳

- 普通預金（総合口座含む）
- 貯蓄預金

入金		出金		通帳記帳	通帳繰越
通帳のみ	通帳・カード併用	通帳のみ	通帳・カード併用		
○	×	×	○	○	×

※ご注意ください!

- 通帳の残りの印字行数を超えるお取引明細は記帳できません。
- 定期預金・定期積金等、他の通帳は記帳できません。
- 普通預金・貯蓄預金通帳でのご出金はできません。（通帳とキャッシュカードの併用による出金は可能です。）

◆ 詳しくは当金庫営業店へお問合せください。

インターネットバンキングのご案内

法人インターネットバンキング

オフィスやご自宅のパソコンからインターネットを利用して総合振込、給与・賞与振込等の取引をおこなうサービスです。

キャンペーン実施中! 「社団法人 群馬県法人会連合会」の会員さまで「e-Tax」を利用される新規申込の方

基本手数料 (月額2,100円) 1年間無料!

暗号化・電子認証など最新のセキュリティ環境を提供!

振込手数料が窓口より最大315円お得!

預金口座の内容がリアルタイムでわかる

個人インターネットバンキング

ご自宅のパソコンから、お振込や残高照会などが簡単にご利用できる便利なサービスです。

基本手数料 無料!

同一店内・当金庫本支店間の振込手数料も無料!

専用ソフト不要で操作も簡単!

振込手数料が窓口より最大525円お得!

預金口座の内容がリアルタイムでわかる

電子記録債権サービス

しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づき**でんさいネット**を利用して提供する新しい決済サービスです。

電子記録債権は、手形・振込に代わる新たな決済手段です。インターネット(PC)等を通じて、電子債権記録機関が管理する記録原簿に電子的な記録をすることで、安全・迅速に債権の発生や譲渡等を行うことができます。



手形

- 作成・交付・保管コスト
- 紛失・盗難リスク
- 分割不可



電子記録債権

- 電子データ送受信等による発生・譲渡
- 記録機関の記録原簿で管理
- 分割可

売掛債権

- 譲渡対象債権の不存在・二重譲渡リスク
- 譲渡を債務者に対抗するために、債務者への通知等が必要
- 人的抗弁を対抗されるリスク

電子記録債権

- 電子記録により債権の存在・帰属を可視化
- 債権の存在・帰属は明確であり、通知等は不要
- 原則として人的抗弁は切断

各種相談のご案内 [休日相談会も開催しております]

● 住宅ローン相談

「そろそろマイホームが欲しいのだけれど」とお考えのお客さまにとって課題の一つは資金計画です。自己資金に加えてどんな住宅ローンを利用したら有利か?など様々な疑問に対し、経験豊富な職員が検討してお客さまにとってベストの資金プランをご提案いたしております。



● 消費者ローン相談

お使いみちに合った各種ローンを取りそろえております。いずれもスピーディーにご要望にお応えでき、ご返済方法についてもきめ細かくご相談に応じております。

**休日
相談会も
開催中!!**

年金のお手続きは
お任せください!

● 年金相談会

▶ 事前送付用年金請求書

60歳(男性は61歳)または65歳に到達する3カ月前に老齢年金の受給資格期間を満たす人に郵送されます。

▶ ねんきん定期便

現役加入者の皆さまの誕生月に郵送されます。

皆さまの疑問に専門家である
社会保険労務士と年金アドバイザーが
お答えします。
その他、年金に関することなら
何でも、無料の年金相談会へお越し
ください。



休日相談会にお越しになれないお客さまには

年金に関する専門知識を身に付けた「年金アドバイザー」が、これから年金を受給する皆さまの職場、ご家庭にお伺いして、申請手続きから受給年金の運用方法までさまざまなアドバイスとお手伝いをさせていただきます。

年金に関するお問い合わせは、**年金アドバイザー**まで。

(平日)9:00~17:00

☎0270-30-5017

※土日、祝祭日、年末年始はお休みとさせていただきます。

土曜日 ● 日曜日

も営業!! お気軽にお越しください。

◆開催店舗のご案内

TBSハウジング支店

- TBSハウジング支店では、**土曜日・日曜日**も窓口業務を行っています。ただし、為替や納税など平日と取扱いが異なる業務も一部ございます。
- TBSハウジング支店では、各種ローン相談を平日時間外及び**土曜日・日曜日**に行っております。

伊勢崎市宮子町3600-1 ☎:0270-22-0001

	平日	土曜日	日曜日
窓口業務	9:00~15:00	10:00~17:00	10:00~17:00
ローン相談	9:00~17:30	10:00~18:00	10:00~18:00
年金相談	—	—	10:00~17:00 第 1.2.3.4 日曜日

※開催日と祝日が重なる場合はお休みとさせていただきます。
※TBSハウジング伊勢崎会場のイベント開催日もローン相談を承っております。

太田営業部

- 太田営業部では、各種ローン相談を**日曜日**に行っております。

太田市新井町328-2 ☎:0276-45-7551

	日曜日
ローン相談	9:00~16:00

※開催日と祝日が重なる場合はお休みとさせていただきます。

主要な事業

預金業務

アイオーしんきんでは、着実な資産づくりをお手伝いするために、安全・確実でお気軽にご利用いただける預金商品を多彩に取り扱っております。また、お客さまのさまざまな貯蓄ニーズや資金運用の多様化にお応えできるように独自の預金商品もご用意しております。

為替業務

送金・振込や手形・小切手などの代金取立業務は、全国の民間金融機関をネットする金融システムによって、スピーディーに処理しております。そのほか年金、給与、株式配当などの受入れも行き、公共性の高いサービスを提供しております。

その他

- ・保険業法による保険募集
- ・日本銀行歳入代理店業務等

融資業務

お客さまの資金ニーズにお応えできる数多くのメニューを用意し、スピーディーに対応させていただいております。事業者の皆さまには、資金の安定供給を通じて経営の繁栄と発展をお手伝いいたします。一般個人の皆さまには、住宅ローン、マイカーローンをはじめ、教育ローンやカードローンなどをそろえ、ご要望に即した融資のご提供をしております。

証券業務

国債・投資信託などの窓口販売を行っております。投資信託とは、たくさんのお客さまからお預かりした資金を集めてひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が国内外の株式や債券、不動産等に投資し、その運用成果をお客様に分配するという仕組みの商品です。

犯罪収益移転防止法について

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化する目的で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。平成25年4月1日からの改正法の施行に伴い、信用金庫では、口座開設等に際して、従来の本人確認(氏名、住所および生年月日等)に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認(取引時確認)をさせていただくことになりましたので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

預金業務

スーパー定期預金	1カ月以上5年以下の範囲でご利用いただけます。金利は、お預け入れ金額300万円未満と300万円以上の2段階に分かれています。個人の方、法人ともにご利用いただけます。
期日指定定期預金	最長3年。お預け入れ後、1年据え置きますと、1カ月前のご連絡で、全額又は、元金の一部(1万円以上)をお引き出しいただけます。個人の方のみご利用いただけます。
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した利回りの定期預金です。個人の方、法人ともにご利用いただけます。
変動金利定期預金	お預け入れ期間中に6カ月毎のサイクルで利率が見直され、金利が変動します。個人の方、法人ともにご利用いただけます。
定期積金	事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備されるのに便利な預金です。一定期間・一定金額を手軽に積み立てられ、財産作りに役立ちます。個人の方、法人ともにご利用いただけます。
財形預金	勤務先の財形制度を通じて、有利な財産作りができます。お給料、ボーナスからの天引き積み立てなので、無理なく積み立てが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ●財形年金預金………年金資金を貯める預金です。 ●財形住宅預金………住宅資金を貯める預金です。 ※財形年金預金と、財形住宅預金を合算して、元金550万円までお利息が非課税となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●一般財形預金………計画的な財産づくりに適していますが、課税対象となります。
定期性総合口座	一冊の通帳に、普通預金、定期預金、定期積金をセットでき、必要なときには、定期預金(自動継続)または定期積金の掛け込み金額の90%、最高300万円まで、自動的に融資がご利用いただけます。個人の方のみご利用いただけます。
普通預金	自由に出し入れができ、給与、年金のお受け取り、公共料金の自動支払いをはじめ、キャッシュカードは全国の提携金融機関でご利用いただけます。
決済用預金	無利息ですが、普通預金と同様に、自由に出し入れができ、給与、年金のお受け取り、公共料金の自動支払いをはじめ、キャッシュカードは全国の提携金融機関でご利用いただけます。預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金で、利率は普通預金よりもお得です。個人の方のみご利用いただけます。
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。個人の方、法人ともにご利用いただけます。
当座預金	会社・商店のお取り引きに、安全で効率的な小切手、手形がご利用いただけます。預金保険制度による全額保護の対象となる預金です。
納税準備預金	納税資金専用の預金で、利息は普通預金よりも有利で、非課税となります。個人の方、法人ともにご利用いただけます。

融資業務

一般のご融資																		
割引手形	一般商業手形の割引をいたします。																	
手形貸付	商品仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。																	
証書貸付	設備資金など長期の資金需要にご利用いただけます。																	
当座貸越	約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。																	
事業育成・再生ローン 「Support α」	前向きに、意欲的に事業に取り組まれる事業主の方々のご相談に、全力でお応えします。 無担保500万円まで。運転資金・設備資金。期間7年以内、うち据置1年以内。																	
IO創業支援ローン 「セットアップ」	開業後3年以内までの法人・個人の方を対象とした創業支援ローンです。 500万円まで。運転資金は期間5年以内(設備資金は7年以内)、うち据置1年以内。																	
事業者カードローン	信用保証協会の保証により、事業資金をカードでご利用いただけるたいへん便利なローンです。保証期間内に、限度額(原則無担保2,000万円)まで反復継続してご利用いただけます。																	
各種制度融資	「アイオーしんきん」では、群馬県、市町村の有利な制度融資を積極的にお取扱いいたしております。制度融資のお申込みは、お近くの「アイオーしんきん」へぜひどうぞ。																	
代理業務	住宅金融支援機構、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫などのご融資のお取扱いは、「アイオーしんきん」窓口をご利用ください。																	
各種ローン																		
金利選択型住宅ローン	金利情勢に合わせた最適な金利タイプを選択できます。【3年固定型・5年固定型・10年固定型】																	
35年間準固定型住宅ローン	固定金利の安心と、変動金利の優位性を活かします。 ご融資から完済までの35年間、ご融資利率のうち2.55%は固定金利とし、ご融資する月の1日現在のスーパー定期預金1年もの(300万円未満)の店頭表示金利を加えた金利を適用いたします。																	
30年間フル固定型住宅ローン	最初から最後まで、ずっと同じ返済額で安心です。																	
新型フリーローン	お使いみち自由。10万円～300万円まで。期間6か月以上7年以内。((株)セディナの保証付)																	
フリープラン	お使いみち自由。500万円まで。期間3か月以上8年以内。((一社)しんきん保証基金の保証付)																	
ハーモニー リフォームローン マイカーローン ブライダルローン マイライフローン	<table border="0"> <tr> <td>住宅増改築資金</td> <td rowspan="4"> <table border="0"> <tr> <td>限度額500万円まで</td> <td>期間10年以内</td> <td rowspan="4">((株)セディナの保証付)</td> </tr> <tr> <td>(原則年収の50%以内)</td> <td>期間8年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間5年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間5年以内</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>自家用車の購入資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>婚礼費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育費・生活機材購入資金等</td> <td></td> </tr> </table>	住宅増改築資金	<table border="0"> <tr> <td>限度額500万円まで</td> <td>期間10年以内</td> <td rowspan="4">((株)セディナの保証付)</td> </tr> <tr> <td>(原則年収の50%以内)</td> <td>期間8年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間5年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間5年以内</td> </tr> </table>	限度額500万円まで	期間10年以内	((株)セディナの保証付)	(原則年収の50%以内)	期間8年以内		期間5年以内		期間5年以内	自家用車の購入資金		婚礼費用		教育費・生活機材購入資金等	
住宅増改築資金	<table border="0"> <tr> <td>限度額500万円まで</td> <td>期間10年以内</td> <td rowspan="4">((株)セディナの保証付)</td> </tr> <tr> <td>(原則年収の50%以内)</td> <td>期間8年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間5年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>期間5年以内</td> </tr> </table>	限度額500万円まで		期間10年以内	((株)セディナの保証付)		(原則年収の50%以内)	期間8年以内		期間5年以内		期間5年以内						
限度額500万円まで		期間10年以内		((株)セディナの保証付)														
(原則年収の50%以内)		期間8年以内																
		期間5年以内																
	期間5年以内																	
自家用車の購入資金																		
婚礼費用																		
教育費・生活機材購入資金等																		
教育プラン	大学等の入学金・授業料・在学中の付帯費用等。500万円まで。期間3か月以上10年以内。((一社)しんきん保証基金の保証付)																	
カーライフプラン	自家用車の購入資金。500万円まで。期間3か月以上8年以内。((一社)しんきん保証基金の保証付) ※エコカー対応のカーライフプラン・エコも取扱中。																	
リフォームプラン	住宅のリフォーム資金。最高1,000万円まで。期間3か月以上15年以内。((一社)しんきん保証基金の保証付) ※環境配慮型関連設備対応のリフォームプラン・エコも取扱中。																	
エコリフォームローン	環境配慮型設備の設置資金。(太陽光発電システム、太陽熱利用給湯システム、オール電化システム設置等)500万円まで。期間6か月以上15年以内。((株)セディナの保証付)																	
カードローン 「きゃっする500」	お使いみち自由。いつでも気軽にキャッシングができる便利なカードです。 限度額10万円～500万円(信金ギャランティ(株)の保証付)																	
教育カードローン	入学金・授業料・仕送り資金など、健全な学生生活維持に必要な資金。 限度額100万円、200万円、300万円、500万円の4種類。((株)セディナの保証付)																	

※商品ご利用にあたっての留意事項…各種商品につきましては、それぞれの内容や特色などをよくご理解のうえ、お客さまの目的に適した商品をお選びください。また、ローンご利用に際しましては、ご利用残高などに注意して無理のないよう計画的にご利用ください。

証券業務

投資信託の窓口販売業務

投資信託は、株式・債券・不動産などへの投資を1万円程度から始められる身近な投資手段であり、投資の専門家である投資信託会社が複数の投資対象に資金を分散して運用を行います。

当金庫では、多様化するお客さまの資金運用ニーズにお応えするため、運用方針の異なる16商品をお取り扱いしています。

その他の業務&サービス

保険商品の窓口販売業務

お客さまの幅広いニーズにお応えしております。

【損害保険商品の窓口販売業務】

「住宅ローン関連長期火災保険」「傷害保険」「介護保険」のお取扱いをしています。

【生命保険商品の窓口販売業務】

「個人年金保険」「終身保険(一時払型)」「終身保険(平準払型)」「こども保険」「がん保険」「医療保険」のお取扱いをしています。

年金アドバイザー	専門の職員が、社会保険労務士とともに、年金に関するさまざまなご相談に応じます。 ご希望により、職場・ご家庭に訪問いたします。
キャッシュサービス	ATMコーナーが朝8時から夜21時までご利用できます。 (鳥之郷支店のATM取扱時間はP53をご覧ください)
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、全国どこの信用金庫でもATM・CDの入出金手数料がかかりません。 (詳しくはP8、P16をご覧ください)
デビットカード	当金庫のキャッシュカードは、そのままデビットカードとしてお買い物のお支払いにご利用できます。
セブン銀行オンライン提携	当金庫のカードがセブン-イレブンにあるセブン銀行ATMで原則24時間ご利用できます。(詳しくはP8をご覧ください) ※但しATMが設置されていない地域・店舗もあります。また利用時間は店舗により異なる場合があります。
ゆうちょ銀行オンライン提携	●当金庫のカードが全国のゆうちょ銀行で使えます。 ●ゆうちょ銀行のカードが当金庫のATMで使えます。
Pay-easy (ペイジー)	公共料金や税金、航空券やクレジット、インターネットショッピングなど様々な料金を、パソコン、携帯電話などから支払うことができる新しいサービスです。(事前の手続きが必要になります)
法人インターネットバンキング	オフィスやご自宅のパソコンで総合振込・給与振込など資金移動が簡単にご利用できます。 (事前の手続きが必要になります)
個人インターネットバンキング	ご自宅のパソコンでお振込や残高照会など簡単にご利用できます。 (事前の手続きが必要になります)
WEB定期預金 (インターネット専用定期預金)	自宅で簡単、便利でお得!携帯からも利用可能! ※予めインターネットバンキングをご契約いただく必要があります。
しんきん電子記録債権サービス (でんさいネット)	しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。
toto	サッカーくじtotoの当せん金の払い戻しを行っています。 ●本店 ●太田営業部 ●境支店 ●新田支店 ●玉村支店
ATM定期	キャッシュコーナーで定期預金がお預けできます。
ホームページ公開	アイオーしんきんに関する情報等を紹介しております。 ぜひご利用ください。ホームページアドレス http://www.io-web.jp
インターネットローン受付	ご家庭のパソコンから直接お申しいただけます。 24時間365日受付。

当金庫の顧客保護等管理態勢について

当金庫は、地域の皆さまに信頼され安心してお取引いただける金庫となるよう「顧客保護等管理方針」を定め遵守しております。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客様への説明を要する取引や商品について、そのご理解や知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情については、公平・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫は、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益が保護されるよう努めてまいります。
4. 当金庫は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫は、当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。
※本方針において、「お客様」とは、当金庫とお取引されている方及び当金庫とお取引しようとしている方をいいます。
※本方針において、「お客様への説明を要する取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客様と当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。

顧客への説明態勢の整備・相談苦情対応機能の強化

1. 当金庫では、与信取引に関する説明態勢に係る内部規則徹底のため、庫内研修を実施し職員への周知を図っております。
2. お客様のご意見・ご要望をお伺いする“アンケートはがき”を店頭で備え置き、商品・サービスの改善など業務運営に反映させております。
3. お客様からの相談や苦情は、総務部コンプライアンス課（お客様相談室）が一元対応しております。
 - (1)相談・苦情の内容を関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則に照らして検証し、その結果を研修等で職員に周知し業務の改善を図っております。
 - (2)相談・苦情に関する関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則について検証し、規程等の制定・改廃を図っております。
 - (3)相談・苦情は定期的にコンプライアンス委員会に報告され、役員・本部各部長もその内容を把握し、お客様の声を金庫全体で受け止めております。

なお、お客様からのご意見・苦情等は、お取引店舗もしくはお客様相談室までお申し出ください。

アイオー信用金庫 お客様相談室 【受付時間】平日（月曜日～金曜日 9:00～17:00）

●0270-30-5026（ダイヤルイン） ●0120-200-157（フリーダイヤル）

個人情報保護宣言（抜粋）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報の取得・利用について

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえでお答えします。その際には、当金庫所定の用紙によりご請求ください。なお、代理人によるご請求の場合には、代理権の確認をさせていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。また、内部規程を定め、職員の教育研修を実施するとともに、継続的に改善を行ってまいります。

6. 委託について

当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し出について

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理等に適切に取り組めます。

なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫お客様相談室までご連絡ください。

詳細は、当金庫のホームページの他、店頭備え置きのパフレットをご覧ください。

勧誘方針～お客さまへ～

「金融商品に係る勧誘方針」

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

大切なお知らせ

お客さまの申込書等のご記入および現金や通帳等の授受について

当金庫では、職員がお客さまから各種申込・届出書や預金払戻請求書等にご記入いただく際、および現金、通帳・証書等のお預かりやお届けする際の手続きにつきましては、下記のとおり定めておりますのでお知らせいたします。

1. 各種申込・届出書や預金払戻請求書等のお名前や金額などのお客さま記入欄は、必ず自署により全てご記入ください。
なお、職員が代筆したり、お名前や金額等が未記入のまま押印された白地の預金払戻請求書等をお預かりすることはありません。
2. 職員がご訪問先または営業店窓口で、お客さまから現金、通帳・証書、預金払戻請求書等をお預かりする際は、必ずお客さまに「依頼（控）票」をお渡しいたします。
3. お預かりした通帳・証書等をお返しする際は、「依頼（控）票」をご返却いただきます。所定の手続きが完了するまで、大切に保管してください。
4. 現金をお届けする際は、「現金お届票」に自署と届出印の押印をお願いしております。
5. ご不明な点は、お気軽にお客様相談室までお問い合わせください。

偽造・盗難カード被害防止の対応

- 偽造・盗難カード被害を防止するため、1日の払戻限度額を50万円までとさせていただきます。
払戻限度額は、お客さまのご希望により、200万円まで、1万円単位で変更ができますので、ご希望のお客さまはお取引店の窓口で手続きをお願いいたします。
- 暗証番号の管理のお願い
他人に類推されやすいとされる、生年月日、電話番号、住所地番などは、暗証番号には使用しないようお願いいたします。
ATMの画面では、お客さまに注意喚起をしております。

振り込め詐欺の被害防止の対応

- 当金庫の口座が、振り込め詐欺等の犯罪行為に利用されることがないよう、新規口座開設の際には、お客さまの本人確認を厳正に行っております。
また、既にご利用いただいている口座が、盗難や紛失または、口座譲渡により、不正に第三者が利用している疑いが発見された場合には、口座凍結やお客さまにご利用状況を確認させていただいております。
- 窓口やATMコーナーで、家族から指示されて急いで他人名義の口座に振り込むなど、不審な状況と思われる場合には、振込み理由など詳しい事情をお聞きしております。
- また、万が一振り込め詐欺の被害に遭われてしまった場合には、「犯罪利用口座に係る被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づき、振込口座に残っている被害金額について返還する手続きをご案内しております。

主な手数料

(平成25年6月末日現在)

当金庫ATM キャッシュカードご利用手数料

種類	ご利用時間		お支払	
			金額	ご入金金額
当金庫のカード	平日	8:00～8:45	無料	無料
		8:45～18:00	無料	無料
		18:00～21:00	無料	無料
	土曜日	8:00～9:00	無料	無料
		9:00～14:00	無料	無料
		14:00～20:00	無料	無料
日曜・祝日	8:00～20:00	無料	無料	
他の信用金庫のカード	平日	8:00～8:45	105円	105円
		8:45～18:00	無料	無料
		18:00～21:00	105円	105円
	土曜日	8:00～9:00	105円	105円
		9:00～14:00	無料	無料
		14:00～20:00	105円	105円
日曜・祝日	8:00～20:00	105円	105円	
信用金庫以外の金融機関のカード	平日	8:00～8:45	210円	210円
		8:45～18:00	105円	105円
		18:00～21:00	210円	210円
	土曜日	9:00～14:00	105円	105円
		14:00～17:00	210円	210円
		日曜・祝日	9:00～17:00	210円
ゆうちょ銀行のカード	平日	8:00～8:45	210円	—
		8:45～18:00	105円	105円
		18:00～19:00	210円	210円
	土曜日	9:00～14:00	105円	—
		14:00～17:00	210円	—
		日曜・祝日	9:00～17:00	210円
提携クレジットカード	平日	8:00～8:45	105円	無料
		8:45～18:00	無料	無料
		18:00～21:00	105円	無料
	土曜日	9:00～14:00	無料	無料
		14:00～17:00	105円	無料
		日曜・祝日	9:00～17:00	105円

※ご利用店舗により、ATMの取扱時間が異なります。
 取扱時間については、52・53ページをご参照ください。
 ※当金庫以外のカードの取扱時間は、発行金融機関により異なる場合がありますので、発行金融機関にご確認ください。
 ※土曜日が祝日と重なった場合には、祝日の手数料が適用されます。

円貨両替手数料(窓口)

両替枚数	金額
100枚まで	無料
101枚から1,000枚まで	315円
1,001枚から2,000枚まで	630円
2,000枚を超えるもの	630円 + 1,000枚毎に315円を加算

夜間金庫利用手数料

基本料 (投入口鍵1個・入金袋1個)	(年間) 25,200円
投入口鍵1個追加	(年間) 3,150円
入金袋1個追加	(年間) 3,150円

(自動)貸金庫利用手数料

貸金庫利用手数料	(年間) 8,820円
自動貸金庫利用手数料(小)	(年間) 15,120円
自動貸金庫利用手数料(大)	(年間) 16,380円

振込手数料

種類		金額				
窓口	3万円未満	同一店内	315円			
		本支店宛	315円			
		他行宛電信	630円			
		他行宛文書	630円			
		3万円以上	同一店内	525円		
			本支店宛	525円		
	他行宛電信		840円			
	他行宛文書		840円			
	ATM	個人のキャッシュカード	3万円未満	同一店内 無料 本支店宛 無料 他行宛電信 315円		
			3万円以上	同一店内 無料 本支店宛 無料 他行宛電信 525円		
				個人以外のキャッシュカード	3万円未満	同一店内 105円 本支店宛 105円 他行宛電信 315円
					3万円以上	同一店内 210円 本支店宛 315円 他行宛電信 525円
現金			3万円未満			同一店内 105円 本支店宛 105円 他行宛電信 420円
			3万円以上			同一店内 315円 本支店宛 315円 他行宛電信 630円

インターネットバンキング振込手数料

		個人インターネットバンキング	法人インターネットバンキング
月額基本手数料		無料	2,100円/月
3万円未満	同一店内	無料	無料
	本支店宛	無料	105円
	他行宛	210円	315円
3万円以上	同一店内	無料	無料
	本支店宛	無料	210円
	他行宛	315円	525円
給与振込 賞与振込	同一店内		無料
	本支店宛		無料
	他行宛		52円

再発行手数料

種類	金額
通帳・証書・キャッシュカード	1,050円
ローンカード(法人・個人)	1,050円

当座関連手数料

種類	金額
手形・小切手署名判登録手数料	5,250円
約束・為替手形	1冊25枚綴り 1,050円
小切手	1冊50枚綴り 2,100円
自己宛小切手	1枚 525円
マル専手形	1枚 525円
マル専口座取扱手数料 割賦販売通知書1枚につき	3,150円

資料編

法律で定める開示項目 ※（ ）内は、該当ページです。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
① 事業の組織	(p.50)
② 理事・監事の氏名及び役職名	(p.50)
③ 事務所の名称及び所在地	(p.52・53)
2. 金庫の主要な事業の内容	(p.11~13)
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
① 直近の事業年度における事業の概況	(p.34)
② 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(A) 経常収益	(p.18)
(B) 経常利益又は経常損失	(p.18)
(C) 当期純利益又は当期純損失	(p.18)
(D) 出資総口数及び出資総額	(p.18)
(E) 純資産額	(p.18)
(F) 総資産額	(p.18)
(G) 預金積金残高	(p.18)
(H) 貸出金残高	(p.18)
(I) 有価証券残高	(p.18)
(J) 単体自己資本比率	(p.18)
(K) 出資に対する配当金	(p.18)
(L) 職員数	(p.50)
③ 直近の3事業年度における事業の状況	
(A) 主要な業務の状況を示す指標	
○ 業務粗利益／業務粗利益率	(p.19)
○ 資金運用収支／役員取引等収支／特定取引収支(該当ありません)／ その他業務収支	(p.19)
○ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／利息／利回り／ 総資金利鞘	(p.20)
○ 受取利息の増減／支払利息の増減	(p.20)
○ 総資産経常利益率	(p.20)
○ 総資産当期純利益率	(p.20)
(B) 預金に関する指標	
○ 流動性預金の平均残高／定期性預金の平均残高／ 譲渡性預金の平均残高(該当ありません)／その他の預金の平均残高	(p.21)
○ 固定金利定期預金の残高／変動金利定期預金の残高／ その他の定期預金の残高	(p.21)
(C) 貸出金等に関する指標	
○ 手形貸付の平均残高／証書貸付の平均残高／当座貸越の平均残高／ 割引手形の平均残高	(p.22)
○ 固定金利の貸出残高／変動金利の貸出残高	(p.22)
○ 担保の種類別貸出金残高／担保の種類別債務保証の見返額	(p.24)
○ 使途別貸出金残高	(p.23)
○ 業種別貸出金残高／貸出金の総額に占める割合	(p.23)
○ 特定海外債券残高の国別残高(該当ありません)	
○ 預貸率の期末値／預貸率の期中平均値	(p.21)
(D) 有価証券に関する指標	
○ 商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません)	
○ 有価証券の種類別の残高	(p.29)
○ 預証率の期末値／預証率の期中平均値	(p.29)
○ 有価証券の残存期間別残高	(p.29)
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
① リスク管理の態勢	(p.27)
② 法令等の遵守態勢	(p.26)
③ 金融ADR制度への対応	(p.27)
5. 金庫の直近の3事業年度における財産の状況	
① 貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書	(p.30~33)
② 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(A) 破綻先債権	(p.25)
(B) 延滞債権	(p.25)
(C) 3か月以上延滞債権	(p.25)
(D) 貸出条件緩和債権	(p.25)
③ 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	(p.18)
④ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(A) 有価証券	(p.28)
(B) 金銭の信託	(p.28)
(C) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)(該当ありません)	(p.29)
⑤ 貸倒引当金の期末残高／貸倒引当金の期中の増減額	(p.24)
⑥ 貸出金償却額	(p.24)
⑦ 貸借対照表／損益計算書／ 剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合はその旨	(p.33・34)
6. 金融再生法の開示基準での資産区分	(p.26)
7. 連結ディスクロージャーの開示項目	
① 連結自己資本比率	(p.18)
子会社アイオービジネスサービス(株)は、アイオー信用金庫から金融従属業務を受託しております。 なお、当金庫では子会社の資産・売上高等の状況から当企業集団の財政状況及び経営成績に与える 影響が軽微であるため、連結財務諸表は作成していません。	
○ 信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく開示項目	(p.35~44)

営業の状況

主要経営指標の推移

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
預金積金残高	238,774	239,835	242,881	250,397	257,754
貸出金残高	164,641	168,181	165,589	162,409	163,022
有価証券残高	50,953	36,287	29,497	44,611	57,293
総資産額	250,115	251,764	255,768	263,609	272,368
純資産額	8,551	9,304	10,039	10,388	11,519
経常収益	5,408	5,277	4,801	4,897	4,748
経常費用	7,079	5,140	4,640	4,663	4,247
経常利益	△1,670	137	160	234	501
当期純利益	△1,691	42	133	218	498
単体自己資本比率	7.95%	8.23%	8.87%	9.42%	9.39%

出資総口数

(単位：口)

出資総口数	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末
	2,316,846	2,345,522	3,515,881	3,593,489	3,619,187

会員数

(単位：人(先))

内 訳	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末
個人	21,292	21,357	21,398	21,333	21,239
法人	3,543	3,517	3,504	3,482	3,464
合計	24,835	24,874	24,902	24,815	24,703

出資総金額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

内 訳	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末
個人	921	929	1,276	1,306	1,325
法人	237	243	481	489	483
合計	1,158	1,172	1,757	1,796	1,809

配当金

(単位：出資に対する配当金額 百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

内 訳	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
普通出資に対する配当金額	34	34	44	53	54
配当率 (出資1口当たり)	年3.0% (15円)	年3.0% (15円)	年3.0% (15円)	年3.0% (15円)	年3.0% (15円)

自己資本の充実の状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

項 目	23年3月末	24年3月末	25年3月末
普通出資金	1,757	1,796	1,809
利益準備金	1,155	1,255	1,755
特別積立金	7,000	7,000	7,000
繰越金(当期末残高)	113	202	146
その他有価証券の評価差損	—	—	—
処分未済持分(△)	0	0	0
基本的項目(A)	10,026	10,254	10,711
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	36	20	20
一般貸倒引当金	342	316	231
補完的項目不算入額(△)	—	—	—
補完的項目計(B)	379	337	251
控除項目(C)	—	—	—
自己資本額(A)+(B)-(C)=(D)	10,405	10,591	10,963
資産(オン・バランス)項目	108,740	104,463	109,107
オフ・バランス取引等項目	743	456	408
オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た金額	7,772	7,482	7,164
リスク・アセット等計(E)	117,256	112,402	116,680
単体自己資本比率(D)÷(E)×100	8.87%	9.42%	9.39%
連結自己資本比率	8.88%	9.43%	9.41%

主要経営指標の推移

(注)

1. 残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

(注)

土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価格を下回っている価額は、20百万円。

粗利益と業務純益

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	22年度	23年度	24年度
資金運用収益	4,285	3,951	3,845
資金調達費用	436	353	246
資金運用利益	3,849	3,598	3,599
役員取引等収益	384	362	376
役員取引等費用	265	264	265
役員取引等利益	119	98	111
その他業務収益	114	515	467
その他業務費用	118	94	4
その他業務利益	△3	421	463
業務粗利益	3,965	4,118	4,174
業務粗利益率	1.59%	1.63%	1.59%
業務収益	4,784	4,829	4,690
業務費用	4,254	4,031	3,762
業務純益	531	798	927

粗利益と業務純益

(注)

1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用(平成24年度450千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

その他業務利益の内訳

(単位：千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	22年度	23年度	24年度
その他業務収益	114,593	515,600	467,611
外国為替売買益	—	114	579
国債等債券売却益	93,664	160,291	108,447
国債等債券償還益	—	339,445	348,360
その他の業務収益	20,928	15,749	10,224
その他業務費用	118,449	94,267	4,096
外国為替売買損	68	—	—
国債等債券売却損	12,230	3,778	—
国債等債券償還損	14,248	25,383	—
その他の業務費用	91,900	65,105	4,096
その他業務利益	△3,855	421,332	463,515

経費の内訳

(単位：千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	22年度	23年度	24年度
人件費	2,138,526	2,107,926	2,170,086
報酬給料手当	1,638,000	1,655,934	1,656,000
退職給付費用	236,751	216,873	213,785
その他	263,775	235,117	300,300
物件費	1,216,225	1,211,749	1,154,165
事務費	470,453	462,231	434,558
旅費・交通費	827	785	372
通信費	38,216	34,010	35,907
事務機械賃借料	85,842	66,514	59,597
事務委託費	260,423	258,740	252,972
その他事務費	85,142	102,180	85,707
固定資産費	262,602	254,220	236,959
土地建物賃借料	61,877	59,835	60,605
保全管理費	150,193	136,115	134,996
その他固定資産費	50,530	58,268	41,357
事業費	80,110	79,747	78,259
広告宣伝費	36,042	30,623	34,186
交際費・寄贈費・諸会費	28,277	34,162	29,918
その他事業費	15,789	14,961	14,155
人事厚生費	20,511	21,271	18,673
減価償却費	180,156	191,114	215,726
その他	202,392	203,164	169,989
税金	58,398	48,597	44,451
合 計	3,413,150	3,368,272	3,368,704

用語解説

1. 資金運用収益

お金を運用して得た利息収益。

2. 資金調達費用

皆さまからお預かりした預金に利息を付けるための費用。

3. 役員取引等収益

振込をはじめとする為替(決済)サービスをした際の費用(手数料)による収益。(代理業務取扱手数料等)

4. 役員取引等費用

アイオーしんきんから他行への振込を行った場合、アイオーしんきんか他行に支払う手数料など。

5. その他業務収益

債券等を売買した際の差益など、アイオーしんきんが行う売買によって得た収益。

6. 業務純益

「業務純益」とは、金融機関の基本的な業務の成果を示す金融機関固有の利益指標です。具体的には、「業務粗利益」から、業務遂行に必要なとされる費用、つまり「一般貸倒引当金繰入額」と「経費(除く臨時経費)」を控除したものです。

また、この「業務純益」は、有価証券の含み益等と同様に、貸倒れ発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

営業の状況

資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

()内は前期比増減額です。

	年 度	平均残高(百万円)	受 取 利 息 (千円)	利 回 (%)
資 金 運 用 勘 定	22年度	249,116	4,285,526 (△384,660)	1.72
	23年度	252,401	3,951,140 (△334,386)	1.56
	24年度	261,545	3,845,984 (△105,156)	1.47
う ち 貸 出 金	22年度	166,332	3,725,116 (△282,153)	2.23
	23年度	163,341	3,470,019 (△255,097)	2.12
	24年度	161,343	3,227,482 (△242,537)	2.00
う ち 預 け 金	22年度	51,230	240,914 (23,043)	0.47
	23年度	53,511	181,600 (△59,314)	0.33
	24年度	48,868	143,934 (△37,666)	0.29
う ち 有 価 証 券	22年度	30,563	298,505 (△143,426)	0.97
	23年度	34,551	276,362 (△22,143)	0.79
	24年度	50,348	451,629 (175,267)	0.89
う ち そ の 他	22年度	990	20,990 (17,877)	2.11
	23年度	997	23,158 (2,168)	2.32
	24年度	985	22,937 (△221)	2.32
	年 度	平均残高(百万円)	支 払 利 息 (千円)	利 回 (%)
資 金 調 達 勘 定	22年度	243,275	436,562 (△166,189)	0.17
	23年度	245,949	353,485 (△83,077)	0.14
	24年度	255,054	246,584 (△106,901)	0.09
う ち 預 金 積 金	22年度	243,613	435,787 (△167,336)	0.17
	23年度	246,283	352,689 (△83,098)	0.14
	24年度	254,877	254,724 (△97,965)	0.09
う ち そ の 他	22年度	161	774 (△53)	0.47
	23年度	165	796 (22)	0.48
	24年度	176	859 (63)	0.48

総資産利益率

	22年度	23年度	24年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.06%	0.08%	0.18%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.05%	0.08%	0.18%

総資金利鞘

	22年度	23年度	24年度
資 金 運 用 利 回 A	1.72%	1.56%	1.47%
資 金 調 達 原 価 率 B	1.57%	1.50%	1.40%
総 資 金 利 鞘 A-B	0.15%	0.06%	0.07%

資金運用勘定

(注)
資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高及び金銭の信託を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

総資産利益率

(注)
総資産経常(当期純)利益率(又は損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(又は損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘

(注)
総資金利鞘は、資金運用全体の利回りと資金調達に要したコストを対比することにより資金運用全体の収益力をみるものです。
総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

預貸率の推移

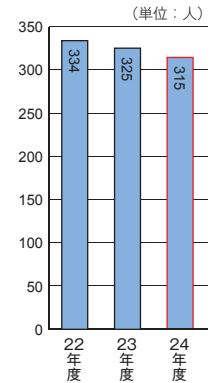
	22年度	23年度	24年度
平 残 預 貸 率	68.27%	66.32%	63.30%
末 残 預 貸 率	68.17%	64.86%	63.24%

科目別預金残高

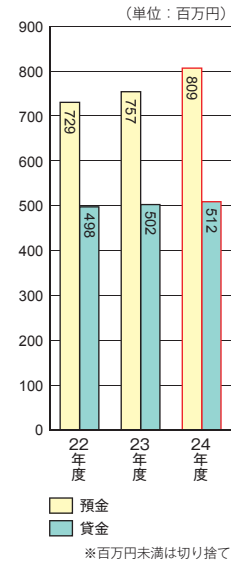
(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

	年 度	平 均 残 高	残 高
流 動 性 預 金	22年度	89,094 (36.5%)	88,171 (36.3%)
	23年度	90,725 (36.8%)	92,572 (37.0%)
	24年度	93,891 (36.8%)	94,015 (36.5%)
当 座 預 金	22年度	2,207 (0.9%)	2,742 (1.1%)
	23年度	2,565 (1.0%)	3,197 (1.3%)
	24年度	2,440 (0.9%)	3,153 (1.2%)
普 通 預 金	22年度	86,536 (35.5%)	85,070 (35.0%)
	23年度	87,832 (35.7%)	89,027 (35.6%)
	24年度	91,149 (35.7%)	90,564 (35.1%)
貯 蓄 預 金	22年度	343 (0.1%)	353 (0.1%)
	23年度	323 (0.1%)	311 (0.1%)
	24年度	295 (0.1%)	280 (0.1%)
通 知 預 金	22年度	6 (0.0%)	5 (0.0%)
	23年度	3 (0.0%)	35 (0.0%)
	24年度	6 (0.0%)	17 (0.0%)
定 期 性 預 金	22年度	153,786 (63.1%)	153,500 (63.1%)
	23年度	154,822 (62.9%)	157,172 (62.8%)
	24年度	160,222 (62.8%)	162,885 (63.2%)
定 期 預 金	22年度	146,800 (60.3%)	146,467 (60.3%)
	23年度	147,919 (60.1%)	150,128 (60.0%)
	24年度	153,172 (60.1%)	155,601 (60.4%)
固定金利定期預金	22年度	146,779 (60.2%)	146,446 (60.2%)
	23年度	147,898 (60.1%)	150,109 (59.9%)
	24年度	153,153 (60.1%)	155,584 (60.4%)
変動金利定期預金	22年度	18 (0.0%)	18 (0.0%)
	23年度	18 (0.0%)	17 (0.0%)
	24年度	16 (0.0%)	15 (0.0%)
そ の 他	22年度	2 (0.0%)	2 (0.0%)
	23年度	1 (0.0%)	1 (0.0%)
	24年度	1 (0.0%)	1 (0.0%)
定 期 積 金	22年度	6,985 (2.8%)	7,032 (2.8%)
	23年度	6,903 (2.8%)	7,043 (2.8%)
	24年度	7,050 (2.8%)	7,284 (2.8%)
譲 渡 性 預 金	22年度	— (—%)	— (—%)
	23年度	— (—%)	— (—%)
	24年度	— (—%)	— (—%)
そ の 他 預 金	22年度	733 (0.3%)	1,209 (0.4%)
	23年度	735 (0.3%)	652 (0.3%)
	24年度	763 (0.3%)	852 (0.3%)
合 計	22年度	243,613 (100.0%)	242,881 (100.0%)
	23年度	246,283 (100.0%)	250,397 (100.0%)
	24年度	254,877 (100.0%)	257,754 (100.0%)
会 員	22年度		68,711 (28.2%)
	23年度		72,098 (28.8%)
	24年度		74,631 (29.0%)
会 員 外	22年度		174,170 (71.7%)
	23年度		178,298 (71.2%)
	24年度		183,122 (71.0%)

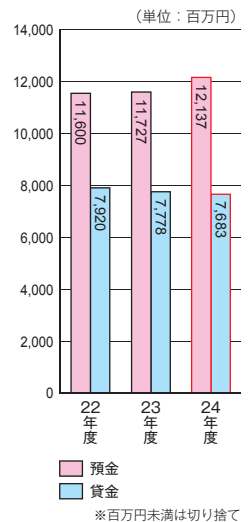
常勤役員平均人員



常勤役員一人当たり平均預貸金残高



1店舗当たり平均預貸金残高



営業の状況

財形貯蓄の残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は前期比増減率です。)

		23年3月末	24年3月末	25年3月末
件数		343 (△1.15%)	335 (△2.33%)	325 (△2.99%)
金額		481 (0.54%)	474 (△1.46%)	495 (4.43%)

財形貯蓄の残高

(注)
金額につきましては一般・年金・住宅財形の合計です。

預金者別預金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

		23年3月末	24年3月末	25年3月末
個人預金		208,318 (85.7%)	211,059 (84.2%)	214,226 (83.1%)
法人預金		34,562 (14.2%)	39,337 (15.7%)	43,527 (16.8%)
一般法人		27,233 (11.2%)	29,711 (11.8%)	31,570 (12.2%)
金融機関		226 (0.0%)	184 (0.0%)	155 (0.0%)
公金		7,103 (2.9%)	9,441 (3.7%)	11,801 (4.5%)
合計		242,881 (100.0%)	250,397 (100.0%)	257,754 (100.0%)

科目別貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

		年度	平均残高	残高
割引手形	22年度	3,541 (2.1%)	3,286 (2.0%)	
	23年度	3,193 (2.0%)	3,920 (2.4%)	
	24年度	3,514 (2.2%)	4,224 (2.6%)	
手形貸付	22年度	7,710 (4.6%)	7,932 (4.8%)	
	23年度	7,880 (4.8%)	8,007 (4.9%)	
	24年度	8,718 (5.4%)	10,521 (6.5%)	
証書貸付	22年度	148,681 (89.4%)	147,503 (89.1%)	
	23年度	146,263 (89.5%)	143,957 (88.7%)	
	24年度	143,389 (88.9%)	142,383 (87.3%)	
当座貸越	22年度	6,399 (3.9%)	6,866 (4.1%)	
	23年度	6,002 (3.7%)	6,523 (4.0%)	
	24年度	5,720 (3.5%)	5,892 (3.6%)	
合計	22年度	166,332 (100.0%)	165,589 (100.0%)	
	23年度	163,341 (100.0%)	162,409 (100.0%)	
	24年度	161,343 (100.0%)	163,022 (100.0%)	
固定金利貸付	22年度		86,397 (52.2%)	
	23年度		88,949 (54.8%)	
	24年度		92,216 (56.6%)	
変動金利貸付	22年度		79,192 (47.8%)	
	23年度		73,460 (45.2%)	
	24年度		70,806 (43.4%)	

業種別貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
製 造 業	24,883 (15.0%)	24,896 (15.3%)	24,344 (14.9%)
農 業、林 業	114 (0.1%)	119 (0.1%)	102 (0.0%)
漁 業	67 (0.0%)	34 (0.0%)	31 (0.0%)
鉱業、採石業、砂利採取業	490 (0.3%)	513 (0.3%)	441 (0.2%)
建 設 業	9,652 (5.8%)	8,857 (5.5%)	9,487 (5.8%)
電気・ガス・熱供給・水道業	434 (0.3%)	311 (0.2%)	587 (0.3%)
情 報 通 信 業	37 (0.0%)	34 (0.0%)	38 (0.0%)
運 輸 業、郵 便 業	6,852 (4.1%)	6,923 (4.3%)	6,900 (4.2%)
卸 売 業、小 売 業	10,538 (6.4%)	10,176 (6.3%)	10,240 (6.2%)
金 融 業、保 険 業	5,130 (3.1%)	3,218 (2.0%)	3,238 (1.9%)
不 動 産 業	24,973 (15.1%)	25,573 (15.7%)	30,581 (18.7%)
物 品 賃 貸 業	995 (0.6%)	893 (0.5%)	971 (0.5%)
学術研究、専門・技術サービス業	447 (0.3%)	489 (0.3%)	508 (0.3%)
宿 泊 業	149 (0.1%)	358 (0.2%)	500 (0.3%)
飲 食 業	1,500 (0.9%)	1,480 (0.9%)	1,311 (0.8%)
生活関連サービス業、娯楽業	2,025 (1.2%)	2,115 (1.3%)	2,025 (1.2%)
教育、学習支援業	318 (0.2%)	455 (0.3%)	456 (0.2%)
医 療 ・ 福 祉	4,581 (2.8%)	4,641 (2.9%)	7,379 (4.5%)
その他のサービス	4,964 (3.0%)	4,359 (2.7%)	4,431 (2.7%)
小 計	98,159 (59.3%)	95,453 (58.8%)	103,577 (63.5%)
地 方 公 共 団 体	6,960 (4.2%)	9,363 (5.8%)	10,658 (6.5%)
個人(住宅・消費・納税資金等)	60,469 (36.5%)	57,592 (35.5%)	48,786 (29.9%)
合 計 (A)	165,589 (100.0%)	162,409 (100.0%)	163,022 (100.0%)
会 員	149,651 (90.4%)	144,600 (89.0%)	143,717 (88.1%)
会 員 外	15,938 (9.6%)	17,809 (11.0%)	19,305 (11.8%)
設 備 資 金 残 高 (A)に占める割合(%)	95,358 (57.6%)	91,083 (56.1%)	97,176 (59.6%)
運 転 資 金 残 高 (A)に占める割合(%)	70,230 (42.4%)	71,325 (43.9%)	65,846 (40.3%)

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
信 金 中 央 金 庫	419	184	179
(株)日本政策金融公庫	69	52	40
(独)中小企業基盤整備機構	43	35	28
(独)住宅金融支援機構	10,993	9,359	7,935
(独)福祉医療機構	255	228	181
合 計	11,781	9,859	8,365

個人向け貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
個 人 貸 付	60,469 (36.5%)	57,592 (35.5%)	48,786 (29.9%)
住 宅 ロ ー ン	48,505 (80.2%)	46,436 (80.6%)	44,866 (91.9%)

個人向け貸出金残高

(注)

- 1.個人貸付欄の()内の比率は、総貸出残高に占める割合です。
- 2.住宅ローン欄の()内の比率は、個人貸付残高に占める割合です。

営業の状況

担保別貸出金残高

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
預金担保	4,284 (2.6%)	4,042 (2.5%)	4,232 (2.6%)
有価証券	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
動産	— (—%)	— (—%)	— (—%)
不動産	50,970 (30.8%)	48,779 (30.0%)	48,617 (29.8%)
その他の	926 (0.5%)	838 (0.5%)	805 (0.5%)
信用保証保険・保証協会	22,499 (13.6%)	21,804 (13.4%)	19,652 (12.1%)
保証	41,520 (25.1%)	39,682 (24.5%)	38,532 (23.6%)
信用	45,387 (27.4%)	47,261 (29.1%)	51,182 (31.4%)
合計	165,589 (100.0%)	162,409 (100.0%)	163,022 (100.0%)

担保別債務保証見返額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
預金・積金	8 (1.0%)	13 (2.8%)	19 (4.5%)
有価証券	— (—%)	— (—%)	— (—%)
動産	— (—%)	— (—%)	— (—%)
不動産	455 (60.0%)	210 (44.0%)	205 (47.1%)
その他の	— (—%)	— (—%)	— (—%)
信用保証保険・保証協会	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
保証	296 (39.0%)	252 (52.7%)	208 (47.8%)
信用	2 (0.0%)	2 (0.5%)	2 (0.6%)
合計	762 (100.0%)	478 (100.0%)	436 (100.0%)

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区分	22年度	23年度	24年度
一般貸倒引当金	342 (43)	316 (△26)	231 (△85)
個別貸倒引当金	1,036 (△158)	1,007 (△28)	1,177 (170)
合計	1,379 (△114)	1,324 (△54)	1,409 (85)

貸倒引当金の内訳

(注)
()内は期中の増減額です。

貸出金償却額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区分	22年度	23年度	24年度
貸出金償却額	148	205	122

貸出運営についての考え方

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命のもと、中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕をビジョンに掲げております。

したがって、当金庫の融資業務の特徴は、特定業種のお客さまや大口先等、一部の顧客に片寄ることなく、会員である地域の中小企業や個人の皆さまを対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。

さらに「愛をもって皆さまを応援する」を標榜する当金庫といたしましては、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等各種消費者ローン、運転・設備資金、制度融資や代理貸付等、豊富な金融商品を取りそろえ、幅広いお客さまの多様な資金ニーズにきめ細かくお応えできるよう鋭意努めております。

また、個々の融資に際しては、お客さまの信用状況や事業計画の妥当性等十分に検討させていただき、厳正な審査を行うことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	22年度	23年度	24年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	1,215	339	117
延 滞 債 権 額 (B)	7,811	9,465	10,116
合 計 (C) = (A) + (B)	9,026	9,805	10,234
担 保 ・ 保 証 額 (D)	7,684	8,356	8,457
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	1,342	1,448	1,776
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	1,024	996	1,173
同 引 当 率 (G) = (F) / (E)	76.32%	68.79%	66.04%

2. 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	22年度	23年度	24年度
3 月 以 上 延 滞 債 権 額 (H)	—	—	10
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	—	372	369
合 計 (J) = (H) + (I)	—	372	379
担 保 ・ 保 証 額 (K)	—	115	135
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	—	256	244
貸 倒 引 当 金 (M)	—	15	7
同 引 当 率 (N) = (M) / (L)	—	5.87%	3.07%

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	22年度	23年度	24年度
(C) + (J)	9,026	10,177	10,613

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3か月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3か月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

営業の状況

金融再生法による開示基準での資産区分

金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	22年度	23年度	24年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	4,013	2,873	2,837
危 険 債 権	5,064	6,976	7,432
要 管 理 債 権	0	372	379
正 常 債 権	157,430	152,899	153,019
合 計 額	166,508	163,121	163,668

- (注)1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

金融再生法に基づく開示債権の保全状況

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	22年度	23年度	24年度
金融再生法上の不良債権(A)	9,077	10,221	10,648
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	4,013	2,873	2,837
危 険 債 権	5,064	6,976	7,432
要 管 理 債 権	0	372	379
保 全 額 (B)	8,760	9,528	9,801
貸 倒 引 当 金 (C)	1,036	1,022	1,177
担 保 ・ 保 証 等 (D)	7,723	8,505	8,623
保 全 率 (B) / (A) (%)	96.40%	93.20%	92.00%
担保・保証等控除後債権に対する引当金率(C)/((A)-(D)) (%)	76.50%	59.60%	58.17%

- (注)1. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 2. 貸倒引当金は、破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に対する個別貸倒引当金と要管理債権に対する一般貸倒引当金の合計額です。
 3. 保全率は、92.00%となっておりますが、別途、剰余金処分後の特別積立金として7,000百万円が資本勘定に留保されておりますので、対応は万全であります。

当金庫の法令等の遵守態勢について

コンプライアンスとは、一般的に「法令等遵守」と解されております。当金庫では単に法令・規程等の遵守に止まらず、健全な企業として社会規範をも遵守することと定めております。

そこで当金庫は、役職員一人ひとりが公共的使命を自覚すると共に、社会人としての健全な常識やより高い企業倫理を併せ持って業務を行い、社会的責任を果たしていくことが重要との認識に立ち、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、理事会において制定した「アイオー信用金庫行動綱領」・「コンプライアンス態勢を確立するための基本方針」に基づき、各年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し推進しております。

さらに「倫理行動基準」を制定し、職員の行動基準として各自が携行することとしました。これによりコンプライアンス意識のより一層の醸成を図っております。

アイオー信用金庫行動綱領

- 1.信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- 2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- 3.法令やルールの厳格な遵守
- 4.地域社会とのコミュニケーション
- 5.従業員の人権の尊重
- 6.環境問題への取組み
- 7.社会貢献活動への取組み
- 8.反社会的勢力の排除

倫理行動基準

- 1.法律・規則を守ります。
- 2.お客さまとの約束を守ります。
- 3.差別意識や偏見は持ちません。
- 4.職務上知り得た情報は絶対に漏らしません。
- 5.公私混同はいたしません。
- 6.『三ない』(嘘をつかない、隠し事をしない、見て見ぬふりをしない)を実践いたします。

コンプライアンス・プログラム

- 1.規程等整備の実施計画
- 2.内部統制の実施計画

(1)内部管理態勢

- ①コンプライアンスの統括は、総務部が担当しております。
- ②また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行っております。
- ③コンプライアンス担当者の配置
コンプライアンス態勢を効果的に機能させるため、各業務部門及び営業店にコンプライアンス担当者を配置しております。
- ④各業務部門の役割
各業務部門は、適切な業務処理が遂行されるよう、法令・規程・庫内文書等に準拠した業務処理の内部統制を適格に行っております。

(2)検査・検証機能

- ①各業務部門及び営業店において、自主点検のための自店検査を行っております。また、年2回全役職員がコンプライアンス・チェックリストによる自己チェックを行っております。
- ②監査部は、各業務部門及び営業店のコンプライアンスが、適切に遵守されているか否かを監査することとしております。
- ③監事はその独立性を確保し、役員に対する業務監査・会計監査等その職務の遂行並びにコンプライアンスの遵守状況を監査するため、法令等規則に則った権限を実行し、業務の健全化に必要な措置を講ずるなど適切に対応しております。

3.研修・啓蒙活動の実施計画

役員が、職員の研修会等に積極的に関与し、反復継続してコンプライアンスの徹底を図っております。

内部通報制度

コンプライアンスに関する相談窓口として「総合相談委員会」を設置し、内部牽制機能を強化しております。

反社会的勢力への対応

当金庫では、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、当座預金や普通預金等の預金規定及び貸金庫規定並びに、信用金庫取引約定書をはじめとするご融資関係の契約書に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(暴力団排除条項)を導入しております。

また、新たに取り引をお申し込みいただいた際に、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。

これらは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づく取り組みでありますので、なにとぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

苦情は、平日(月曜から金曜日、9時～17時)に、お取引のある営業店(電話番号は52・53ページ参照)若しくは当金庫お客様相談室(電話:0120-200-157若しくは0270-30-5026)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、平日(月曜から金曜日、9時～17時)に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

当金庫のリスク管理態勢について

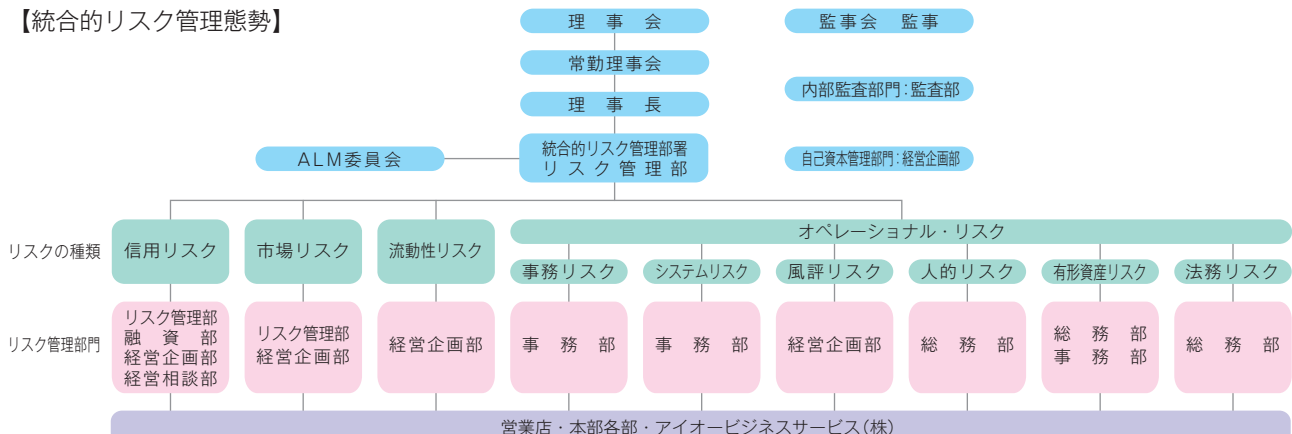
金融の自由化(金利と業務の自由化)は、金融業務の大幅な規制緩和であり、リスク時代の到来とも言われ様々なリスクが拡大しております。現在は、金融機関の経営に自己責任を問われる時代であり、健全経営が強く望まれております。

こうした中、当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営全般にわたるリスク管理の徹底に万全を期するため、次のような施策に取り組み健全経営・堅実経営に鋭意努力いたしております。

- 1.「リスク管理の基本方針」を制定し、各リスクの管理方針を定めて基本姿勢及び各部門の役割や業務部門の責務を明確にしております。
- 2.リスク管理態勢は、直面するリスクをコントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに大別するとともに、次の8項目に区分しそれぞれの管理部門でリスク管理の対応を図っております。

統合的リスク管理	リスク管理部	(5)法務リスク	総務部
(1)信用リスク	リスク管理部・融資部・経営企画部・経営相談部・営業部	(6)風評リスク	経営企画部
(2)市場リスク、流動性リスク	リスク管理部・経営企画部	(7)人的リスク	総務部
(3)事務リスク	事務部・本部各部	(8)有形資産リスク	総務部・事務部
(4)システムリスク	事務部		
- 3.各管理部門は、「リスク管理の基本方針」並びに「各リスクの管理方針」に基づいて管理規程等の整備を推進しております。また、リスク管理に関連し、「ALM委員会」を設置し、リスクをコントロール又は極小化するため鋭意努力しております。
- 3.リスク管理の機能を強化するために、管理手法の更なる開発や各業務部門によるリスクに関する研修・説明会・臨店指導等を通じて、職員の管理能力及び事務レベルの向上を目指しております。

【統合的リスク管理態勢】



営業の状況

有価証券の種類別残高

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	種 類	23年度			24年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	2,051	2,613	561	1,900	2,385	485
	小 計	2,051	2,613	561	1,900	2,385	485
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	10,999	9,001	△1,998	9,999	8,459	△1,540
	小 計	10,999	9,001	△1,998	9,999	8,459	△1,540
合 計		13,051	11,614	△1,436	11,899	10,844	△1,054

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	種 類	23年度			24年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	49	46	3	68	46	21
	債 券	24,583	24,428	154	41,572	40,537	1,034
	国債	13,413	13,359	54	20,789	20,054	735
	地方債	—	—	—	527	521	5
	社債	11,169	11,069	99	20,254	19,961	293
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	24,633	24,475	157	41,640	40,584	1,056
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	6,396	6,452	△56	3,266	3,310	△44
	国債	2,020	2,023	△2	—	—	—
	地方債	521	524	△3	—	—	—
	社債	3,854	3,904	△49	3,266	3,310	△44
	その他	428	464	△35	440	457	△16
	小 計	6,825	6,917	△91	3,706	3,767	△61
合 計	31,458	31,393	65	45,347	44,352	995	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	23年3月末	24年3月末	25年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	20	20	20
非 上 場 株 式	24	24	24
組 合 出 資 金	205	56	1
合 計	250	101	46

金銭の信託の時価情報

その他の金銭の信託

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

22年度			23年度			24年度		
貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
500	500	—	500	500	—	500	500	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。
貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

(注)

1. 当金庫においては、商品有価証券の取り扱いはありません。
2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券について、価格等の算定が可能なものについては時価相当額とし、その他のものについては帳簿価額としております。

有価証券の種類別平均残高・期末残高及び預証率

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。()内は構成比です。)

		23年3月末	24年3月末	25年3月末
国債	平均残高	3,116 (10.1%)	8,329 (24.1%)	16,812 (33.3%)
	期末残高	4,327 (14.6%)	15,434 (34.6%)	20,789 (36.2%)
地方債	平均残高	— (—%)	77 (0.2%)	524 (1.0%)
	期末残高	— (—%)	521 (1.2%)	527 (0.9%)
社債	平均残高	10,776 (35.2%)	10,901 (31.6%)	19,530 (38.7%)
	期末残高	9,553 (32.3%)	15,023 (33.7%)	23,520 (41.0%)
株式	平均残高	232 (0.7%)	91 (0.3%)	91 (0.1%)
	期末残高	91 (0.3%)	94 (0.2%)	113 (0.1%)
外国証券	平均残高	15,191 (49.7%)	14,346 (41.5%)	12,912 (25.6%)
	期末残高	14,711 (49.8%)	13,051 (29.3%)	11,899 (20.7%)
その他の証券	平均残高	1,246 (4.0%)	803 (2.3%)	475 (0.9%)
	期末残高	812 (2.7%)	485 (1.0%)	442 (0.7%)
合計	平均残高	30,563 (100.0%)	34,551 (100.0%)	50,348 (100.0%)
	期末残高	29,497 (100.0%)	44,611 (100.0%)	57,293 (100.0%)
期末預証率		12.14%	17.81%	22.22%
期中平均預証率		12.54%	14.02%	19.75%

種類別有価証券残高及び預証率

(注)
その他の証券とは、投資信託等です。

有価証券の種類別残存期間別残高

平成23年度

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	3,012	—	6,432	5,989	—	15,434
地方債	—	62	62	62	333	—	—	521
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,474	2,007	7,538	2,234	1,297	471	—	15,023
株式	—	—	—	—	—	—	94	94
外国証券	—	100	—	—	—	12,951	—	13,051
その他の証券	52	201	—	—	—	—	231	485

平成24年度

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	3,028	231	4,577	12,952	—	20,789
地方債	31	63	63	369	—	—	—	527
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,659	2,821	10,924	859	6,334	921	—	23,520
株式	—	—	—	—	—	—	113	113
外国証券	599	—	—	—	500	10,800	—	11,899
その他の証券	1	195	196	—	—	—	245	442

公共債引受額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	22年度	23年度	24年度
国債	—	—	—
地方債	—	30	30
政府保証債	173	165	207
合計	173	195	237

公共債引受額

(注)
国債(超長期国債・長期国債・中期国債・割引国債)

内国為替期中取扱金額

(単位：億円 億円未満は切り捨てて表示しております。)

		22年度	23年度	24年度
送金・振込為替	送った分	1,340	1,384	1,535
	受けた分	1,673	1,766	1,877
代金取立	送った分	109	85	98
	受けた分	46	46	43
合計		3,170	3,283	3,555

※信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)該当ありません。

第85期決算のご報告

貸借対照表

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

資 産 の 部	23年3月末	24年3月末	25年3月末
現 金	4,735	3,881	2,838
預 け 金	52,371	48,850	45,286
買 入 金 銭 債 権	207	130	114
金 銭 の 信 託	500	500	500
有 価 証 券	29,497	44,611	57,293
国 債	4,327	15,434	20,789
地 方 債	—	521	527
社 債	9,553	15,023	23,520
株 式	91	94	113
そ の 他 の 証 券	15,524	13,536	12,341
貸 出 金	165,589	162,409	163,022
割 引 手 形	3,286	3,920	4,224
手 形 貸 付	7,932	8,007	10,521
証 書 貸 付	147,503	143,957	142,383
当 座 貸 越	6,866	6,523	5,892
そ の 他 資 産	1,298	1,461	1,520
未 決 済 為 替 貸	38	52	65
信 金 中 金 出 資 金	827	827	827
前 払 費 用	12	11	18
未 収 収 益	286	349	393
そ の 他 の 資 産	132	220	215
有 形 固 定 資 産	2,565	2,724	2,663
建 物	1,124	1,290	1,218
土 地	1,172	1,127	1,127
リ ー ス 資 産	22	16	26
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	246	289	291
無 形 固 定 資 産	41	58	48
ソ フ ト ウ ェ ア	9	32	28
リ ー ス 資 産	14	8	3
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16	16	16
繰 上 償 却 税 金 資 産	342	307	54
債 務 保 証 見 返	762	478	436
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△1,379 (△1,036)	△1,324 (△1,007)	△1,409 (△1,177)
資 産 の 部 合 計	256,530	264,088	272,368
有形固定資産の減価償却累計額	3,088	3,136	3,314
理事及び監事に対する金銭債権総額	877	791	592
理事及び監事に対する金銭債務総額	—	—	—

負 債 の 部	23年3月末	24年3月末	25年3月末
預 金 積 金	242,881	250,397	257,754
当 座 預 金	2,742	3,197	3,153
普 通 預 金	85,070	89,027	90,564
貯 蓄 預 金	353	311	280
通 知 預 金	5	35	17
定 期 預 金	146,467	150,128	155,601
定 期 積 金	7,032	7,043	7,284
そ の 他 の 預 金	1,209	652	852
そ の 他 負 債	1,196	1,115	972
未 決 済 為 替 借	67	99	140
未 払 費 用	561	563	365
給 付 補 填 備 金	17	15	10
未 払 法 人 税 等	53	12	5
前 受 収 益	73	64	74
払 戻 未 済 金	4	3	3
職 員 預 り 金	154	170	174
リ ー ス 債 務	37	25	29
資 産 除 去 債 務	21	22	24
そ の 他 の 負 債	205	138	143
賞 与 引 当 金	94	99	138
役 員 賞 与 引 当 金	—	—	18
退 職 給 付 引 当 金	1,278	1,301	1,267
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	157	176	110
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	19	19	19
偶 発 損 失 引 当 金	71	92	113
PCB 処 理 損 失 引 当 金	5	5	5
再 評 価 に 係 る 繰 上 償 却 税 金 負 債	25	12	12
債 務 保 証	762	478	436
負 債 の 部 合 計	246,491	253,700	260,849
純 資 産 の 部			
出 資 金	1,757	1,796	1,809
普 通 出 資 金	1,757	1,796	1,809
利 益 剰 余 金	8,313	8,511	8,956
利 益 準 備 金	1,155	1,155	1,255
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,157	7,355	7,700
特 別 積 立 金	7,000	7,000	7,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	157	355	700
処 分 未 済 持 分	△0	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	10,070	10,307	10,765
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△87	47	720
土 地 再 評 価 差 額 金	55	33	33
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△31	80	753
純 資 産 の 部 合 計	10,039	10,388	11,519
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	256,530	264,088	272,368

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法によっております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年	その他	3年～20年
----	--------	-----	--------

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当金庫は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これによる、当事業年度への損益に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、2,271百万円を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分[共通給付部分]と第2給付部分[事業所給付部分]とで構成されております)
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 総合設立型厚生年金基金
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)
年金資産の額 1,386,363百万円 年金財政計算上の給付債務の額 1,645,902百万円 差引額 △259,538百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月31日現在) 0.2744%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高240,975百万円[及び繰越不足金18,562百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、特別掛金54百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 連合積立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)
 - 第1給付部分の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)
年金資産の額 14,419千円 年金財政計算上の給付債務の額 18,987千円 差引額 △4,567千円
 - 第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月分) 4.7933%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高4,712千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は平成22年4月から期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金16,910千円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じ発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- PCB処理損失引当金は、保管するPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため必要と認められる額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額592百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額20百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額38百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額3,314百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機、納納機器、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は117百万円、延滞債権額は10,116百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は10百万円であり、
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は369百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,613百万円であり、
なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,224百万円であり、

担保に供している資産	預け金	8百万円	有価証券	431百万円
担保資産に対応する債務	預金	7,368百万円		

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金2,500百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △20百万円
- 出資1口当たりの純資産額 3,183円33銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
リスク管理に関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、月次ベースで常勤理事会及び理事会に報告しております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを定期的に行っております。
 - 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、四半期毎に作成する余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

第85期決算のご報告

このうち、資金証券部では、市場通用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、ALM委員会へ定期的に報告するとともに、必要に応じて担当理事より理事会等へも報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、811百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	45,286	45,438	152
(2) 有価証券	57,246	56,191	△1,054
満期保有目的の債券	11,899	10,844	△1,054
その他有価証券	45,347	45,347	—
(3) 貸出金 (*1)	163,022	—	—
貸倒引当金 (*2)	△1,409	—	—
	161,613	165,132	3,519
金融資産計	264,146	266,763	2,617
(1) 預金積金 (*1)	257,754	258,779	1,025
金融負債計	257,754	258,779	1,025

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から35.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	20
非上場株式(店頭売買株式を除く) (*1)	24
投資事業有限責任組合出資金 (*2) (*3)	1
合 計	46

(*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 当事業年度において、投資事業有限責任組合出資金について2百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	15,658	23,770	—	—
有価証券	1,701	16,754	12,550	24,944
満期保有目的の債券	100	—	500	11,299
その他有価証券のうち満期があるもの	1,601	16,754	12,050	13,645
貸出金 (*2)	33,545	45,441	33,067	41,467
合 計	50,905	85,966	45,618	66,411

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (*)	119,440	42,093	14	422
合 計	119,440	42,093	14	422

(*) 預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

33. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国債券	1,900	2,385	485
	小 計	1,900	2,385	485
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国債券	9,999	8,459	△1,540
	小 計	9,999	8,459	△1,540
合 計		11,899	10,844	△1,054

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	68	46	21
	債 券	41,572	40,537	1,034
	国債	20,789	20,054	735
	地方債	527	521	5
	社債	20,254	19,961	293
	その他	—	—	—
小 計	41,640	40,584	1,056	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	3,266	3,310	△44
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,266	3,310	△44
	その他	440	457	△16
小 計	3,706	3,767	△61	
合 計		45,347	44,352	995

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	8,906	108	—
国 債	8,101	106	—
社 債	805	1	—
合 計	8,906	108	—

35. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	500	500	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,883百万円あります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが8,892百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸出金有税償却額	その他有価証券評価差益
667百万円	274百万円
有価証券減損処理額	その他
188百万円	3百万円
退職給付当金損金算入限度超過額	繰延税金負債合計
372百万円	278百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	繰延税金資産の純額
346百万円	54百万円
その他	
355百万円	
繰延税金資産小計	
1,930百万円	
評価性引当額	
△1,597百万円	
繰延税金資産合計	
333百万円	

損益計算書

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	22年度	23年度	24年度
経常収益	4,801	4,897	4,748
資金運用収益	4,285	3,951	3,845
貸出金利息	3,725	3,470	3,227
預け金利息	240	181	143
有価証券利息配当金	298	276	451
その他の受入利息	20	23	22
役員取引等収益	384	362	376
受入為替手数料	198	193	194
その他の役員収益	186	168	182
その他業務収益	114	515	467
外国為替売買益	—	0	0
国債等債券売却益	93	160	108
国債等債券償還益	—	339	348
その他の業務収益	20	15	10
その他経常収益	16	67	58
償却債権取立益	—	56	43
株式等売却益	2	—	—
金銭の信託運用益	6	4	4
その他の経常収益	7	6	10
経常費用	4,640	4,663	4,247
資金調達費用	436	353	246
預金利息	424	343	239
給付補填備金繰入額	10	9	5
その他の支払利息	0	0	0
役員取引等費用	265	264	265
支払為替手数料	60	61	66
その他の役員費用	204	202	198
その他業務費用	118	94	4
外国為替売買損	0	—	—
国債等債券売却損	12	3	—
国債等債券償還損	14	25	—
その他の業務費用	91	65	4
経費	3,413	3,368	3,368
人件費	2,138	2,107	2,170
物件費	1,216	1,211	1,154
税金	58	48	44
その他経常費用	407	583	362
貸倒引当金繰入額	96	299	163
貸出金償却	148	205	122
株式等売却損	30	—	—
株式等償却	36	—	—
その他の経常費用	95	78	76
経常利益	160	234	501
特別利益	106	1	7
固定資産処分益	0	1	—
償却債権取立益	91	—	—
その他特別利益	—	—	7
特別損失	15	5	0
固定資産処分損	6	5	0
その他の特別損失	8	—	—
税引前当期純利益	252	229	508
法人税、住民税及び事業税	59	5	13
法人税等調整額	58	5	△4
当期純利益	133	218	498
繰越金(当期首残高)	23	113	202
土地再評価差額金取崩額	0	24	—
当期末処分剰余金	157	355	700

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 1,587千円
子会社との取引による費用総額 53,058千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 138円12銭

剰余金処分計算書

(単位：千円 千円未満は切り捨てて表示しております。)

	22年度	23年度	24年度
未処分剰余金	157,352	355,494	700,515
剰余金処分額	44,276	153,247	554,080
利益準備金	—	100,000	500,000
普通出資に対する配当金	44,276	53,247	54,080
繰越金(当期末残高)	113,075	202,246	146,435

平成22年度、23年度及び24年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成24年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成25年6月27日

アイオー信用金庫
理事長



赤石 裕

理事長

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

赤石 裕

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定性的項目

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や、厳格な自己査定を実施しております。また信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク管理システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理部門やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・ 法人向けエクスポージャー
 - 格付投資情報センター (R&I)
 - スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
 - 日本格付研究所 (JCR)
 - フィッチレーティングスリミテッド
 - ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク
- ・ 金融機関向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコア

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の申し込みの際に、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府保証と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、金銭の信託投資の一環として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、クレジットリンク型合同運用指定金銭信託を裏付けとする信託受益権であります。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーにつきましては、総務部が半期ごとに以下の事項について購入先から情報を収集し、リスク管理部に報告しております。リスク管理部は、総務部からの報告の内容を確認し、必要に応じ信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。また、証券化エクスポージャーにつきましては、余資運用規程の中で、その運用・管理の体制を整備しております。

- ① 保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性
- ② 保有する証券化エクスポージャーの裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンス
- ③ 保有する証券化エクスポージャーにかかる証券化取引の構造上の特性

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当ありません。

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定性的項目

- (6) 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
- (7) 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
- (8) 証券化取引に関する会計方針
当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。
- (9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。
 - 格付投資情報センター(R&I)
 - スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
 - 日本格付研究所(JCR)
 - フィッチレーティングスリミテッド
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- (10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要
該当ありません。
- (11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価・計測しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理部門等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・ 計測手法	・ コア預金	・ 金利感応度資産・負債	・ 金利ショック幅	・ リスク計測の頻度
ラダー計算方式	対象:流動性預金全般	預貸金、有価証券、預け金、	99%タイル値又は1%タイル値	年次(3月末基準)
	算定方法:現残高の50%相当額	その他金利・期間を有する資産・負債		
	満期:5年以内(平均2.5年)			

連結における事業年度の開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社

・ アイオー信用金庫 ・ アイオービジネスサービス株式会社

(2) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結に含まれる会社

・ アイオー信用金庫

(3) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数: 1社

主要な連結子会社の名称: アイオービジネスサービス株式会社

主要な業務の内容: メール便の運行、各種帳票及び調度品等の管理等

(4) その他の事項については、該当ありません。

2. 自己資本調達手段の概要等につきましては、「単体における事業年度の開示事項」と同様であります。

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定量的項目

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

項 目	平成23年度	平成24年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	1,796	1,809
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,255	1,755
特別積立金	7,000	7,000
繰越金(当期末残高)	202	146
その他	—	—
処分未済持分	0	0
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 (A)	10,254	10,711
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	20	20
一般貸倒引当金	316	231
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目 (B)	337	251
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	10,591	10,963
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,834	1,844
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,190	1,200
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
PD/LGD方式の適格対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	1,834	1,844
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	10,591	10,963
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オン ・ バ ラ ン ス 項 目)	104,463	109,107
オフ・バランス取引等項目	456	408
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	7,482	7,164
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計 (F)	112,402	116,680
単体 T i e r 1 比 率 (A / F)	9.12%	9.18%
単体自己資本比率 (E / F)	9.42%	9.39%

(注)信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定量的項目

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	104,919	4,196	109,515	4,380
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	104,669	4,186	109,265	4,370
1. ソブリン向け	831	33	678	27
2. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,549	501	13,101	524
3. 法人等向け	26,364	1,054	31,117	1,244
4. 中小企業等・個人向け	25,498	1,019	27,575	1,103
5. 抵当権付住宅ローン	10,695	427	9,501	380
6. 不動産取得等事業向け	18,817	752	18,256	730
7. 三月以上延滞等	1,228	49	774	30
8. その他	8,684	347	8,260	330
②証券化エクスポージャー	250	10	250	10
ロ. オペレーショナル・リスク	7,482	299	7,164	286
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	112,402	4,496	116,680	4,667

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<p><オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法></p> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

なお、連結における数値は上記の数値のうち該当項目が以下のとおりとなります。

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	104,899	4,195	109,495	4,379
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	104,649	4,185	104,245	4,369
8. その他	8,664	346	8,240	329
ロ. オペレーショナル・リスク	7,482	299	7,164	286
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	112,382	4,495	116,660	4,666

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
国 内	251,749	260,846	163,121	163,668	30,825	43,803	—	—	1,818	1,556
国 外	13,051	11,899	—	—	13,051	11,899	—	—	—	—
地 域 別 合 計	264,800	272,746	163,121	163,668	43,876	55,703	—	—	1,818	1,556
製 造 業	27,317	29,373	25,546	25,001	1,609	4,224	—	—	289	127
農 業、林 業	158	134	158	134	—	—	—	—	—	—
漁 業	34	31	34	31	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	513	441	513	441	—	—	—	—	—	—
建 設 業	9,577	10,164	9,577	10,164	—	—	—	—	96	66
電気・ガス・熱供給・水道業	325	600	321	597	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	174	176	55	59	107	105	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	7,949	8,532	7,005	7,002	943	1,528	—	—	70	75
卸 売 業、小 売 業	11,598	12,891	10,598	10,681	1,000	2,209	—	—	105	138
金 融・保 険 業	62,195	61,705	3,266	3,276	9,243	11,812	—	—	—	—
不 動 産 業	26,367	31,828	26,008	31,522	300	300	—	—	312	379
各 種 サ ー ビ ス	16,324	19,096	16,304	19,076	—	—	—	—	448	347
国・地方公共団体等	27,048	34,327	9,408	10,704	17,620	23,622	—	—	—	—
個 人	54,319	44,973	54,319	44,973	—	—	—	—	495	420
そ の 他	20,894	18,467	—	—	13,051	11,899	—	—	—	—
業 種 別 合 計	264,800	272,746	163,121	163,668	43,876	55,703	—	—	1,818	1,556
1 年 以 下	32,906	43,664	22,048	24,909	1,400	2,199	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	35,026	36,059	6,922	9,936	2,000	2,727	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	25,460	28,059	11,852	13,379	10,808	14,109	—	—		
5 年 超 1 0 年 以 下	37,529	41,803	27,260	29,278	10,268	12,525	—	—		
1 0 年 超	107,674	109,556	88,275	85,415	19,399	24,141	—	—		
期間の定めのないもの	26,202	13,603	6,762	749	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	264,800	272,746	163,121	163,668	43,876	55,703	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

なお、連結における数値は上記の数値のうち該当項目が以下のとおりとなります。

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	信用リスクエクスポージャー期末残高	
	23年度	24年度
国 内	251,729	260,826
地 域 別 合 計	264,780	272,726
各 種 サ ー ビ ス	16,304	19,076
業 種 別 合 計	264,780	272,726
期 間 の 定 め の な い も の	26,182	13,583
残 存 期 間 別 合 計	264,780	272,726

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定量的項目

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成23年度	342	316	—	342	316
	平成24年度	316	231	—	316	231
個別貸倒引当金	平成23年度	1,036	1,007	354	682	1,007
	平成24年度	1,007	1,177	77	929	1,177
合計	平成23年度	1,379	1,324	354	1,025	1,324
	平成24年度	1,324	1,409	77	1,246	1,409

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	23年度	24年度	23年度	24年度	目的使用		その他		23年度	24年度	23年度	24年度		
製造業	89	54	54	32	69	26	20	27	54	32	66	22		
農業、林業	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	9	9	9	21	—	—	9	9	9	11	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	177	95	95	145	21	1	156	94	95	145	6	15		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	14	18	18	23	9	—	5	18	18	23	7	2		
卸売業、小売業	71	42	42	21	33	9	38	33	42	21	45	3		
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	74	330	330	539	2	—	72	330	330	539	—	—		
各種サービス	369	226	226	262	159	18	211	208	226	262	53	75		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	216	229	229	143	37	21	178	208	229	143	14	2		
合計	1,036	1,007	1,007	1,177	354	77	682	929	1,007	1,177	205	122		

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

なお、連結における数値は上記と同様であります。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	48,491	—	47,506
10%	—	24,731	—	24,743
20%	1,342	66,034	1,333	68,374
35%	—	30,443	—	27,277
50%	3,786	764	7,902	513
75%	—	30,820	—	37,348
100%	—	50,807	928	55,488
150%	—	447	—	338
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	257,670		271,756	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法勘案後のリスクウェイトに区分しています。

なお、連結における数値は上記の数値のうち該当項目が以下のとおりとなります。

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
100%	—	50,787	—	55,468
合計	257,650		271,736	

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,471	3,747	13,685	12,590	—	—
1. ソブリン向け		—	—	256	464	—	—
2. 金融機関向け		—	—	500	—	—	—
3. 法人等向け		1,158	1,459	87	80	—	—
4. 中小企業等・個人向け		2,226	2,188	11,981	10,990	—	—
5. 抵当権付住宅ローン		11	29	399	326	—	—
6. 不動産取得等事業向け		72	43	137	94	—	—
7. 三月以上延滞等		3	4	322	416	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

なお、連結における数値は上記と同様であります。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定量的項目

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

	平成23年度	平成24年度
証券化エクスポージャーの額	500	500
劣後ローン及び優先出資	500	500

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの残高		所要自己資本の額	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
20%	—	—	—	—
50%	500	500	10	10
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

2. 劣後ローン及び優先出資は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の内訳

③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(7) 銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上 場 株 式	平成23年度	—	—	46	49	3	3	—
	平成24年度	—	—	46	68	21	21	—
非 上 場 株 式 等	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成23年度	—	—	46	49	3	3	—
	平成24年度	—	—	46	68	21	21	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

なお、連結における数値は上記と同様であります。

なお、連結における数値は左記の数値のうち該当項目が以下のとおりとなります。

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分		その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額
上 場 株 式	平成23年度	—
	平成24年度	—
非 上 場 株 式 等	平成23年度	101
	平成24年度	46
合 計	平成23年度	101
	平成24年度	46

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

区 分		その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 等	平成23年度	81
	平成24年度	26
合 計	平成23年度	81
	平成24年度	26

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
			うち益	うち損
子会社・子法人等株式	平成23年度	20	—	—
	平成24年度	20	—	—
関 連 法 人 等 株 式	平成23年度	—	—	—
	平成24年度	—	—	—
合 計	平成23年度	20	—	—
	平成24年度	20	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 なお、連結における数値は上記の数値のうち該当項目が以下のとおりとなります。
 (単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式	平成23年度	—
	平成24年度	—
合 計	平成23年度	—
	平成24年度	—

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

出資等エクスポージャー	平成23年度	平成24年度	売却額		株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—

(注) なお、連結における数値は上記と同様であります。

(8)銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度
貸 出 金	651	419	定 期 性 預 金	△416	△126
有 価 証 券 等	387	583	要 求 払 預 金	△272	△115
預 け 金	182	50	そ の 他	—	—
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—	調 達 勘 定 合 計	△688	△241
そ の 他	3	0			
運 用 勘 定 合 計	1,224	1,052			

銀行勘定の金利リスク	536	811
------------	-----	-----

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。
 当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル金利として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
 銀行勘定の金利リスク(811百万円)＝運用勘定の金利リスク量(1,052百万円)＋調達勘定の金利リスク量(△241百万円)

また、連結における数値は上記と同様であります。

Ⅱ. 連結における事業年度の開示事項

(1)自己資本比率告示第6条第1項第1号イからハマまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく定量的項目

(2)自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

項 目	平成23年度	平成24年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	1,796	1,809
うち非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	8,473	8,918
処 分 未 済 持 分	△0	△0
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
為 替 換 算 調 達 勘 定	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	—	—
営 業 権 相 当 額	—	—
の れ ん 相 当 額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基 本 的 項 目 (A)	10,269	10,727
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	20	20
一 般 貸 倒 引 当 金	316	231
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額	—	—
補 完 的 項 目 (B)	337	251
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	10,606	10,979
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,834	1,844
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,190	1,200
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額	1,834	1,844
控 除 項 目 計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	10,606	10,979
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	104,443	109,087
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	456	408
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	7,482	7,164
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	112,382	116,660
連 結 T i e r 1 比 率 (A / F)	9.13%	9.19%
連 結 自 己 資 本 比 率 (E / F)	9.43%	9.41%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

連結財務諸表規則第5条第2項を適用している子会社を含めて算出しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務施行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 決定時期と支払時期

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円 百万円未満は切り捨てて表示しております。)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	197

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」113百万円、「退職慰勞金」84百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

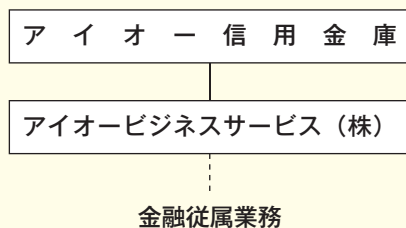
3. 平成24年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

子会社

子会社の概況

アイオー信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融従属業務などのサービスを提供しております。

アイオー信用金庫グループ系統図



連結自己資本比率

区 分	22年度	23年度	24年度
連結自己資本比率	8.88%	9.43%	9.41%

子会社

(平成25年3月末日現在)

会社名	アイオービジネスサービス株式会社
所在地	伊勢崎市波志江町1919番地1
代表取締役	菊池 聡志
設立年月日	平成13年11月1日
資本金	2,000万円
業務内容	メール便の運行、各種帳票類及び用度品等の管理、その他アイオー信用金庫の業務に付帯関連する業務
当庫議決権比率	100%
子会社等の議決権比率	0%

連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

なお、連結自己資本比率は9.41%であります。

記

下の算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去していません。

$$(1) \text{資産基準} = \frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{38\text{百万円}}{272,368\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$$

$$(2) \text{経常収益基準} = \frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{50\text{百万円}}{4,748\text{百万円}} \times 100 = 1.06\%$$

$$(3) \text{利益基準} = \frac{\text{子会社の当期純利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{1\text{百万円}}{498\text{百万円}} \times 100 = 0.22\%$$

$$(4) \text{利益剰余金基準} = \frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{16\text{百万円}}{8,956\text{百万円}} \times 100 = 0.18\%$$

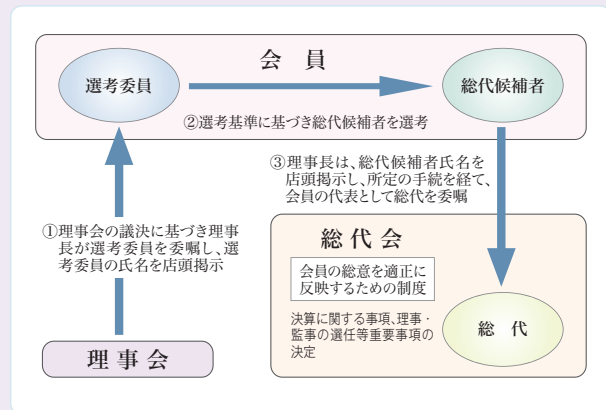
総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し出ることができる)

総代候補者選考基準

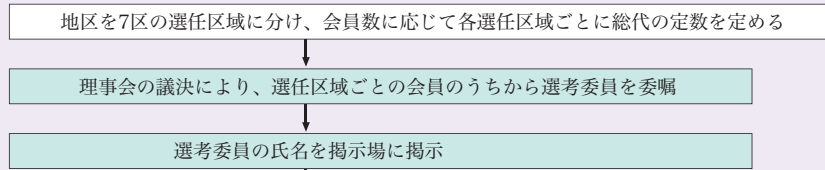
当金庫の総代を選考するにあたって、基準を次のとおり定める。

1. 資格要件
当金庫の会員であること
2. 適格要件
 - (1) 総代として相応しい見識を有していること
 - (2) 良識をもって正しい判断ができる人であること
 - (3) 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
 - (4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
 - (5) 行動力があり、積極的な方
 - (6) 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
 - (7) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

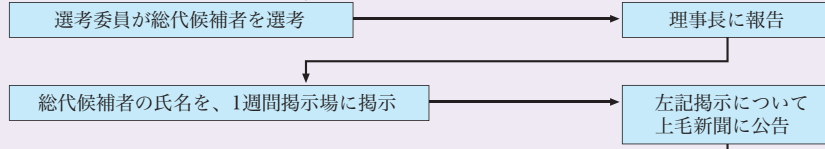
総代会制度

(3) 総代が選任されるまでの手続きについて

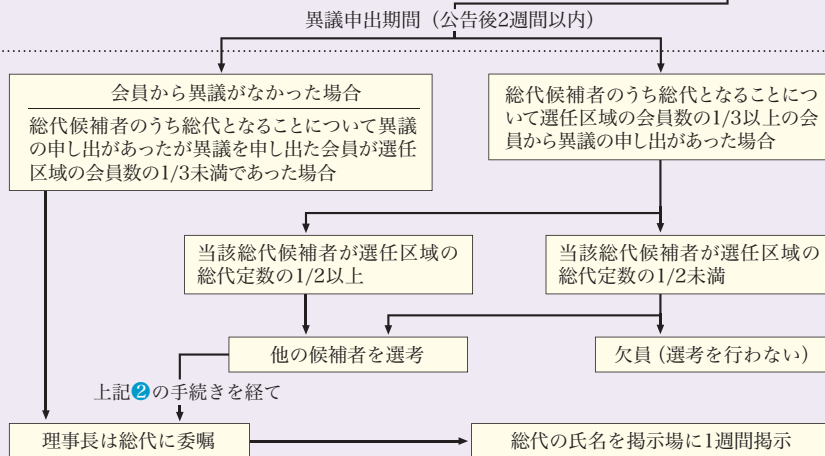
① 総代候補者 選考委員の選任



② 総代候補の選考



③ 総代の選任



総代名簿

(平成25年6月24日現在)

第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区
板垣 雅直	相沢 英男	新井 栄一	新井 衛	赤石 暁一郎	赤堀 賢二	田澤 透
伊藤 倉二	阿久津 光康	泉 哲雄	内山 修一	石川 純一	天田 誉哉	田島 靖夫
井野 富夫	梅田 浩行	小野 岳彦	小暮 哲夫	岩瀬 正範	天田 光俊	田島 幸男
荻野 芳夫	岡部 洋行	川端 郁夫	小林 理人	久保田 一夫	新井 龍一	田中 誠一
小倉 喜八郎	柏井 喜市	栗原 利仁	小林 宏	古賀 友二	石川 弘	春山 和夫
上柿 敬一	久保田 昌子	後藤 昌甲	提橋 了一	櫻場 弘美	磯 定雄	松村 元雄
齋藤 久雄	須藤 哲男	小林 克禎	重田 一雄	澤浦 健	大沢 啓一	黛 文丸
武井 保男	鷹巢 修	齋藤 公男	塚田 政義	島田 秀男	小澤 弘	
中島 朗	中島 建	白木 俊弘	羽鳥 基宏	下田 進	金田 充夫	
根岸 由紀夫	村岡 幹彦	鈴木 良一	堀越 三郎	徳江 駿介	栗原 直貴	
藤井 稔久	森田 高史	関根 一雄	村田 隆英	都丸 勇	桑原 啓一	
宮入 良明	矢内 信弘	武井 義夫	山口 一明	中里 盛人	小林 由延	
	渡辺 元	細木 大亮		成瀬 義雄	斎藤 利雄	
		松崎 和男		松本 泰明	斎藤 俊行	
		村田 茂		茂木 徳富	須田 友幸	
		由井 寛治			高橋 福三	
						青田 博之
						坂本 薫
						横山 精一
						石川 秀和
						佐藤 隆
						渡辺 信正
						石川 雅之
						鈴木 信昭
						石川 好伸
						高橋 嘉一郎
						石川 大澤
						高橋 正弥
						大澤 巖生
						高橋 清仁
						小笠原 輝勝
						長南 津久井 伸昭
						金井 光司
						中川 浩一
						金井 俊行
						仲川 昌男
						栗林 盛男
						中塚 純一
						栗原 征五
						野村 明裕
						光山 紘
						小島 俊孝
						羽柴 孝之
						小平 稔
						松本 徹
						小林 行雄
						茂木 豊次
						榑田 博良
						山崎 勝巳
						斉藤 雅彦
						横山 溥

敬称を省略させて頂きましたので、ご了承ください。

第92回通常総代会の決議事項

平成25年6月24日に第92回通常総代会が開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- 報告事項 第85期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分承認の件
- 第2号議案 理事選任の件
- 第3号議案 会員除名の件

アイオー信用金庫の歩み

- 昭和 3年 1月21日●産業組合法による有限責任伊勢崎信用組合として創立
●事務所を群馬県佐波郡伊勢崎町966番地に置く
- 18年 8月17日●名称を伊勢崎信用組合と改称
- 20年 8月17日●事務所を伊勢崎市本町70番地に移転
- 26年10月30日●信用金庫法施行により組織変更、名称を伊勢崎信用金庫と改称
- 28年 3月30日●事務所を伊勢崎市新町15番地に移転
5月11日●境支店を開設
- 42年 7月13日●本店事務所を伊勢崎市中央町20番17号に移転、新築開店
7月17日●旧本店事務所所在地に大手町支店開設
- 47年 3月14日●東支店開設
8月末●預金積金額100億円となる
- 50年 5月8日●宮郷支店開設
12月25日●日本銀行との当座預金取引開始
- 51年11月25日●日本銀行歳入代理店として指定される
- 53年 11月8日●北支店開設
- 54年 10月1日●伊勢崎市民病院派出所開設
- 55年 9月1日●群馬中央手形交換所へ準社員銀行として直接加盟
- 56年 12月末●預金積金額500億円となる
- 57年 3月1日●東支店をうえはす支店と改称
3月17日●茂呂支店開設
4月8日●あずま支店開設
10月22日●両替商業業務取り扱い開始
12月15日●名和支店開設
- 58年 10月1日●証券業取り扱い認可
- 59年 3月30日●前橋支店開設
6月1日●日本銀行国債代理店として指定
- 60年 2月1日●赤堀支店開設
- 61年 12月2日●瀨名支店開設
- 62年11月24日●伊勢崎市民病院内に店外ATM設置(伊勢崎市民病院出張所)
- 平成 元年10月31日●羽黒支店開設
12月28日●預金積金額1,000億円達成
- 3年 12月4日●豊受支店開設
- 5年 4月12日●けぞうじ支店開設
12月13日●新田支店開設
- 6年 7月29日●貸出金額1,000億円達成
- 7年11月13日●玉村支店開設
- 8年 3月25日●マイホームプラザ支店開設
11月30日●預金積金額1,500億円となる
- 10年 4月27日●TBSハウジング支店開設
11月6日●店外ATM設置(アビタ伊勢崎東店出張所)
- 12年 4月26日●TBSハウジング太田支店開設
10月1日●TBSハウジング支店で日曜営業開始
12月14日●店外ATM設置(西友薬市伊勢崎茂呂出張所)
- 13年 3月4日●TBSハウジング太田支店で日曜営業開始
4月1日●保険(損害保険)窓販を開始
- 4月27日●郵貯とのATM相互接続の取り扱いを開始
- 11月1日●子会社「アイオービジネスサービス株式会社」を設立
- 14年 1月4日●太田信用金庫と合併し伊勢崎太田信用金庫に名称変更、合計28店舗に
4月6日●TBSハウジング支店・TBSハウジング太田支店で土曜営業開始
10月1日●保険(生命保険)窓販を開始
11月6日●高林支店改築オープン
11月21日●合併記念講演会を開催
- 16年 3月3日●店外ATM設置(ベルク伊勢崎美茂呂店出張所)
4月1日●本町支店改装オープン
- 17年 1月4日●アイオー信用金庫に名称変更
4月1日●個人情報保護方針及び個人情報保護基本規程を制定
5月9日●蕪川支店リニューアルオープン
11月18日●けぞうじ支店を北支店に統合
- 12月2日●大泉支店・岩瀬川支店を太田営業部に統合
12月5日●太田営業部を新築移転
- 18年 3月31日●群馬県産業支援機構と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
4月3日●投資信託窓販業務の取扱開始
5月8日●うえはす支店リニューアルオープン
10月2日●積立傷害保険の窓口販売開始
11月20日●羽黒支店を茂呂支店に統合(新築移転)
- 19年 1月31日●利用者満足度を向上させるためのアンケート実施
9月20日●法人インターネットバンキング開始
10月1日●TBSハウジング太田支店を城西支店に名称変更
12月28日●個人インターネットバンキング開始
- 20年 2月12日●マイホームプラザ支店をあずま支店に統合
9月3日●伊勢崎商工会議所、信金中金及び当金庫が伊勢崎市中心市街地活性化支援に関する覚書締結
11月18日●店外ATM設置(スマーク伊勢崎出張所)
- 21年 5月7日●本部事務センター棟完成稼働
11月16日●本町支店を太田営業部に統合
●尾島支店を高林支店に統合
12月4日●金融円滑化相談窓口設置
- 22年 5月17日●バーコード入力による「公共料金等の窓口収納サービス」開始
- 23年 2月2日●本店のATMコーナーに視覚障がい者向け誘導音声ガイダンス及び誘導マット設置
3月14日●東日本大震災による「各種相談窓口」設置
8月5日●群馬県中小企業サポーターズ制度において職員2名がベストサポーターに認定される
- 24年 1月4日●太田信用金庫との合併10周年
2月6日●本店営業部リニューアルオープン
10月1日●伊勢崎警察署と地域安全情報の提供に関する協定を締結
12月3日●店外ATM設置(伊勢崎市役所出張所)
12月17日●店外ATM設置(ベシアン尾島店出張所)
- 25年 2月18日●でんさいネットサービス開始

プロフィール

金庫概要

(平成25年3月末現在)

名称 アイオー信用金庫
住所 〒372-8666
 群馬県伊勢崎市中央町20番17号
 TEL: 0270-30-5000 [代]
創立 昭和3年1月21日
出資金 1,809百万円
預金量 2,577億円
貸出金量 1,630億円
役職員数 309人
店舗数 21店舗・6出張所・1派出所

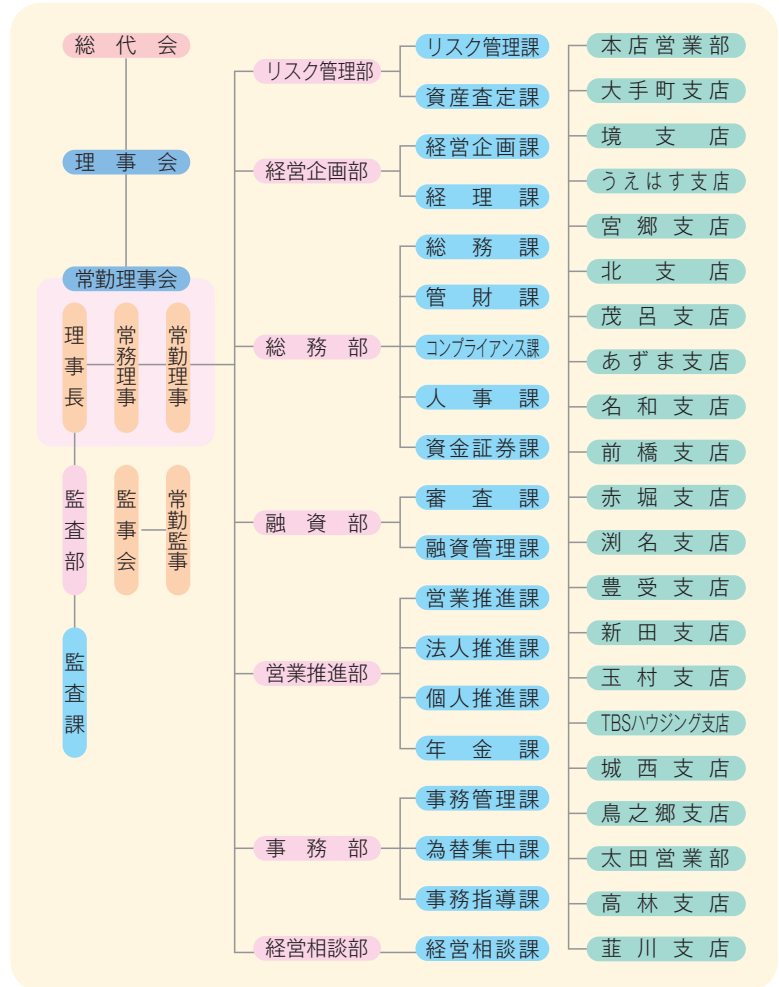
役員

(平成25年6月末現在)

理事長 赤石 裕	理事 牛久保智昭
常務理事 山鹿 進	理事 矢島 正弘
常務理事 清水 克美	理事 新井 誠
常勤理事 竹内 治之	常勤監事 小森 裕
常勤理事 宮田 和俊	員外監事 岩崎 榮祐
常勤理事 齋藤 富雄	監事 齋藤 勝美
常勤理事 長谷川淳一	

組織図

(平成25年6月末現在)



役職員の状況

(単位:人)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末
常勤役員	8	8	8	7	8
職員	322	323	315	306	301
計	330	331	323	313	309
(期中平均)	(332)	(345)	(334)	(325)	(315)

信用金庫業界関連会社

(平成25年3月末現在、単位・資本金:百万円、出資比率:%)

会社名・所在地	主要業務内容	設立年月	資本金	出資比率
(株)しんきんカード 江戸川区船堀3-5-24	●クレジットカード業務 ●金銭貸付並びに信用保証業務 ●信用調査業務	昭和55年9月	330	0.15
(株)しんきん情報サービス 港区港南1-8-27	●情報サービス業務 ●情報受託処理業務 ●マイクロフィルムの作成業務 ●集中監視業務	昭和57年3月	200	0.80
しんきんリース(株) 港区新橋1-18-6	●各種動産のリース業務	昭和58年11月	300	0.66
しんきん通商(株) 港区新橋1-18-6	●リース満了物件の再リース及び売買に関する業務 ●損害保険代理店業務	平成 8年1月	11	9.09
(株)しんきん情報システムセンター 中央区日本橋2-1-10	●電子計算機によるデータ処理の受託 ●電子計算機のソフトウェアの開発 ●電子計算機利用に関する相談・指導業務	昭和60年2月	4,500	0.09

信金中央金庫のご案内



信金中央金庫

信用金庫は平成25年3月末現在、全国に270金庫、7,502店舗のネットワークを有しており、預金量は124兆円に達しています。

さらに、信用金庫業界には、「信金中央金庫」（以下、信金中金という）という中央金融機関があります。信金中金は、総資産30兆円を有するわが国有数の金融機関で、健全性が高く、外部の格付機関から高い格付けを得ています。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の業務補完を行うとともに、信用金庫業界の信用力の維持・向上のための万全の体制を構築しています。

このように、信用金庫は全国津々浦々強力なネットワークを造りあげているとともに、高い格付けを有した信金中金と堅い絆で結ばれています。

地域経済のパートナー

信用金庫

- 豊富な預金量 …………… 124兆円
- 巨大なネットワーク …………… 全国270金庫、7,502店舗
- Face to Faceの事業展開 …… 役職員数11万3千人
- 多数の出資者 …………… 930万先

※上記計数は平成25年3月末現在のものです。

信用金庫のセントラルバンク

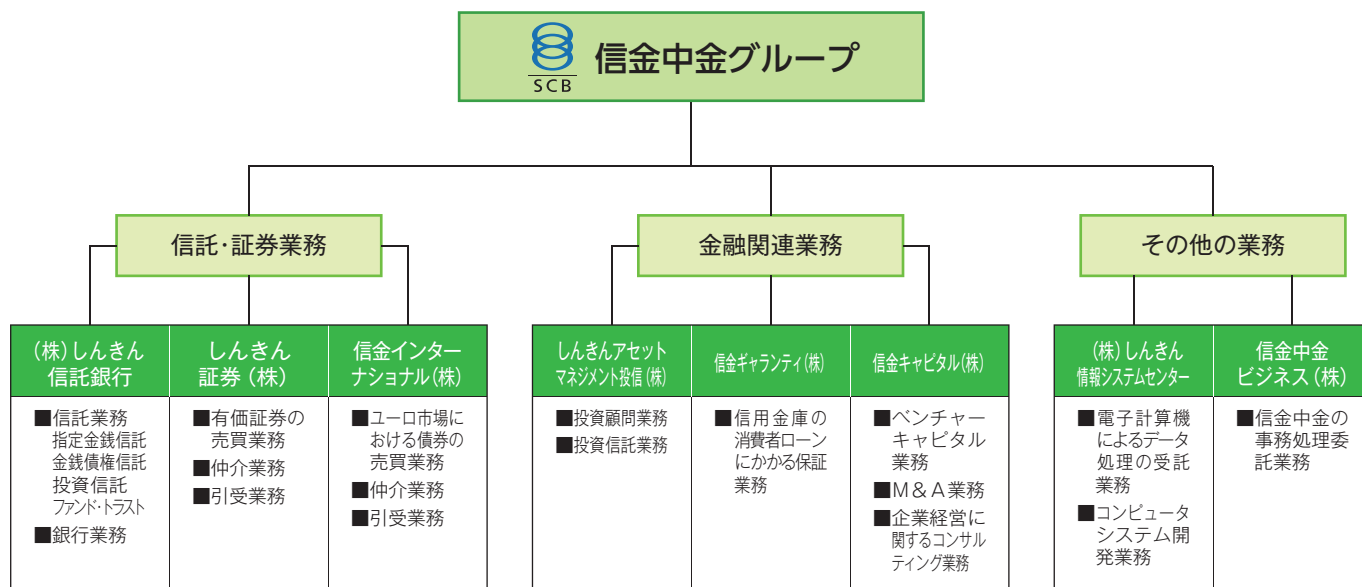
信金中央金庫

- 巨額な総資産 …………… 30兆円
- 高い自己資本比率(単体) …… 33.42%
- 低い不良債権比率(単体) …… 0.70%
- 邦銀トップクラスの格付 …… AA(格付機関JCR)
- 優先出資証券 …………… 東京証券取引所に上場

※上記計数は平成25年3月末現在のものです。
格付は平成25年5月末現在のものです。

信金中央金庫のグループ会社

信金中央金庫は、信金中央金庫および子会社8社で信金中金グループを構成しており、信託、証券、投資顧問、投資信託、個人ローン保証、ベンチャーキャピタル、M&A、コンピュータシステム開発など、総合的な金融サービスを提供しています。



ネットワーク&店舗のご案内

営業地区及び店舗一覧

(平成25年3月末現在)

群馬県

伊勢崎市
太田市
前橋市
高崎市 (旧群馬郡倉瀬村・箕郷町・群馬町・榛名町・多野郡吉井町を除く)
桐生市 (旧勢多郡黒保根村を除く)
館林市
藤岡市 (旧多野郡鬼石町を除く)
佐波郡
みどり市 (旧勢多郡東村を除く)
邑楽郡

埼玉県

本庄市 (旧児玉郡児玉町を除く)
熊谷市 (旧熊谷市・大里郡大里町を除く)
児玉郡上里町

栃木県

足利市



お知らせ

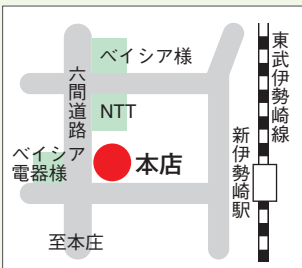
【目の不自由な方も操作しやすい・高齢者にやさしい】

▶▶▶ 視覚障がい者ATMを全店舗に設置しました ◀◀◀

店舗外
ATMを
除く

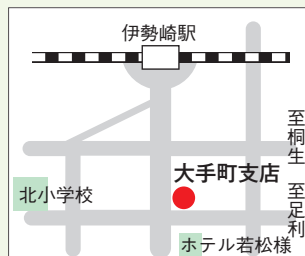
金融機関コード
1206

001 本店



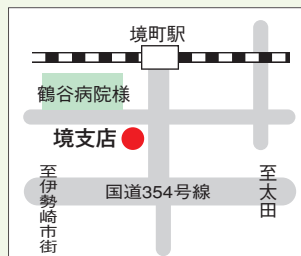
伊勢崎市中央町20-17
☎0270-23-1111 (本店営業部)
☎0270-30-5000 (本部)
<ATM> ★ 定 小 文 誘 音

002 大手町支店



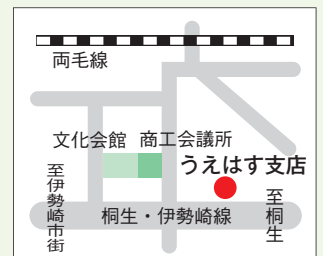
伊勢崎市大手町12-20
☎0270-24-7551
<ATM> ★ 定 小 文

003 境支店



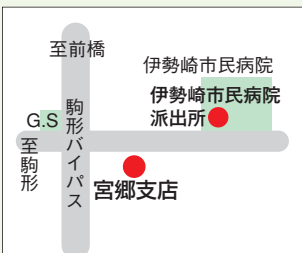
伊勢崎市境764-4
☎0270-74-1055
<ATM> ★ 定 小 文 誘 音

004 うえはす支店



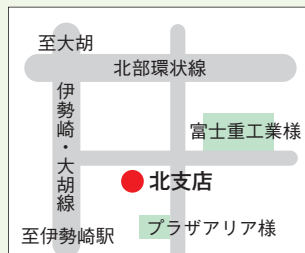
伊勢崎市上諏訪町2111-16
☎0270-24-4567
<ATM> ★ 定 小 文

005 宮郷支店



伊勢崎市連取町3039-3
☎0270-23-0123
<ATM> ★ 定 小 文

006 北支店



伊勢崎市太田町909-4
☎0270-23-3300
<ATM> ★ 定 小 文 誘 音

007 茂呂支店



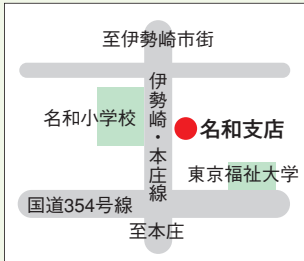
伊勢崎市茂呂町二丁目2929-1
☎0270-24-0300
<ATM> ★ 定 小 文 誘 音

008 あずま支店



伊勢崎市東町2612-1
☎0270-62-6411
<ATM> ★ 定 小 文 誘 音

009 名和支店



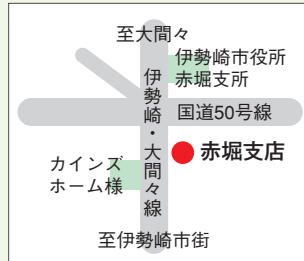
伊勢崎市堀口町315-1
☎0270-32-4811
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

010 前橋支店



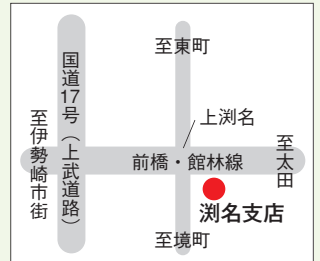
前橋市文京町一丁目41-14
☎027-221-3838
(ATM) ★定 Ⓜ文

011 赤堀支店



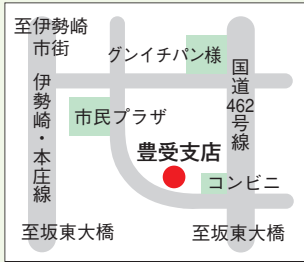
伊勢崎市市場町二丁目890
☎0270-63-1311
(ATM) ★定 Ⓜ文

012 湍名支店



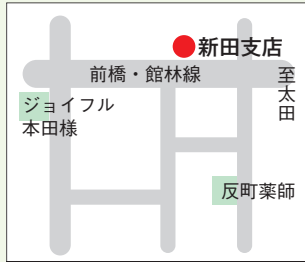
伊勢崎市境上湍名1091-2
☎0270-76-1111
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

014 豊受支店



伊勢崎市塚塚町252-7
☎0270-31-1111
(ATM) ★定 Ⓜ文

016 新田支店



太田市新田市新井町42-1
☎0276-57-3200
(ATM) ★定 Ⓜ文

017 玉村支店



佐波郡玉村町大字上茂木132-22
☎0270-64-4111
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

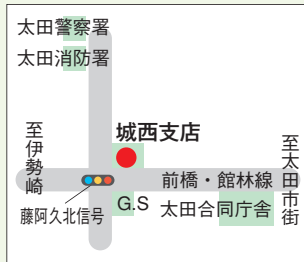
019 TBSハウジング支店

土曜・日曜営業 開催店舗

■窓口営業時間
平日 9:00~15:00
土曜 10:00~17:00
日曜 10:00~17:00

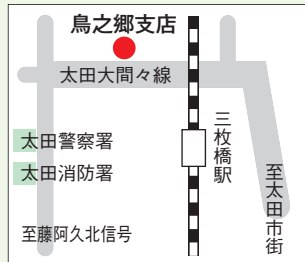
伊勢崎市宮子町3600-1
☎0270-22-0001
(ATM) ★定 Ⓜ文

020 城西支店



太田市藤阿久町915-4
☎0276-32-8000
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

130 鳥之郷支店



太田市鳥山下町876-7
☎0276-22-7311
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

135 太田営業部

日曜相談会 開催店舗

太田市新井町328-2
☎0276-45-7551
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

136 高林支店

太田市高林東町1790-2
☎0276-38-0300
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

139 葦川支店

太田市台之郷町1034-3
☎0276-45-8211
(ATM) ★定 Ⓜ文 誘音

店舗外ATM取扱時間

- 宮郷支店伊勢崎市市民病院派出所 …… 定 Ⓜ文 平日 8:00~20:00 土曜・休日 8:00~17:00
伊勢崎市連取本町12-1内
 - 本店営業部ベルク伊勢崎美茂呂店出張所… 定 文 平日 9:00~21:00 土曜・休日 9:00~21:00
伊勢崎市美茂呂町3745-2内
 - 茂呂支店西友楽市伊勢崎美茂呂出張所… 定 Ⓜ文 平日 9:00~21:00 土曜・休日 9:00~21:00
伊勢崎市南千木町2395内
 - あずま支店アピタ伊勢崎東店出張所… 定 Ⓜ文 平日 9:00~21:00 土曜・休日 9:00~21:00
伊勢崎市三室町5330内
 - あずま支店スマーク伊勢崎出張所… 定 Ⓜ文 平日 9:00~21:00 土曜・休日 9:00~21:00
伊勢崎市西小保方町368内
 - 本店営業部伊勢崎市役所出張所 …… 定 Ⓜ文 平日 8:00~18:00 土曜・休日 ————
伊勢崎市今泉町2-410内
 - 高林支店ベイシア尾島店出張所 …… 定 Ⓜ文 平日 9:00~20:00 土曜・休日 9:00~20:00
太田市安養寺15内
 - 北支店伊勢崎福島病院出張所 …… 定 Ⓜ文 平日 9:00~18:00 土曜・休日 ————
伊勢崎市鹿島町556-2内
- ※アピタ伊勢崎東店・スマーク伊勢崎・伊勢崎市役所・ベイシア尾島店・伊勢崎福島病院の休業日は当該出張所も休業とさせていただきます。
※伊勢崎福島病院出張所は、平成25年7月1日開業。

ATM取扱時間

★平日 (8:00~21:00) ★平日 (8:45~18:00)
土曜・休日 (8:00~20:00) 土曜・休日 (ご利用いただけません)
定 ATMで定期預金のお預入れもお取扱いただけます。

視覚障がい者対応

- Ⓜ ハンドセット
- 誘 誘導マット
- 文 文字拡大画面
- 音 音声ガイダンス



〒372-8666 群馬県伊勢崎市中央町20番17号
TEL: 0270-30-5000(代) FAX: 0270-24-4477

<http://www.io-web.jp>

発行日: 平成25年7月 発行・編集: アイオー信用金庫 経営企画部

